



FUJINOMIYA SHINKIN BANK

みやしんの現状

DISCLOSURE 2021



理事長 山本 勝則

ごあいさつ

平素は、私ども富士宮信用金庫をご支援、ご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

本年もみなさまに当金庫についてのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「みやしんの現状2021」を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営理念にもとづくビジョンや業績・経営状況に加え、事業内容、地域とお客さまへの取り組み状況などをわかりやすく紹介しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動が大幅に制約され、景気が大きく落ち込みました。とりわけ、当金庫の取引事業者の方々は売上高が減少し、特に飲食業、サービス業、観光業関連の業種は深刻なダメージを被ることとなりました。

こうした中、わが国でもワクチンが承認され、高齢者から順次接種が始まるなど先行きに明るい兆しが見られてきましたが、コロナ禍での「新しい様式」は、社会の枠組みや人々の行動様式を大きく変え、業種によっては以前の需要が戻らず長期的な影響が残ることが懸念されております。

このため、当金庫では、新型コロナウイルス感染症による影響で資金繰りが逼迫し苦しい経営を余儀なくされている先への資金供給、また住宅ローンご利用者からの返済条件変更等の申し出に対する柔軟な対応など、お客さまに寄り添い、一緒に考え、お力になれるよう役職員全員で取り組んでおります。

こうした厳しい環境の下、当金庫は地域の課題解決に取り組み、中小企業の事業実態の把握と定性面をしっかり分析した事業性評価を通じた融資を基軸とし、コロナ後の事業回復のための本業支援、経営改善支援に働きかけ強化を進めております。

そのための一つの施策として、令和2年12月21日、当金庫は富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会と連携し、地域社会の持続的な発展と地方創生に向けて4者連携協定（「ビジネスコネクつじのみや」事業）を締結いたしました。これまで4者それぞれが実施していた経営相談や創業支援などを一元化しさらに連携を深め、中小企業に対して伴走型で支援すべく相談機能の発揮と融資による資金面のサポート役として、積極的に取り組んでおります。

また、地域の信頼の証である預金量の増加にも引き続き注力し、預金・融資の推進は一体のものであると留意して取り組んでおります。さらに当金庫は、コンプライアンス態勢の強化を図りつつ、役職員同士の風通しの良い職場づくりにより信頼と親しみのある金融機関となるよう努めてまいります。

当金庫は「地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます」を経営理念に掲げています。コロナ禍で地域の人々が疲弊したら私たちみやしんの存在もなくなります。私たちは地域と常に盛衰を共にしていることを自覚し確固たる信念と長年積み重ねてきた経験と知見を基に、全力を傾注してまいります。

みなさまにおかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

■ 経営理念

地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます

- 1 私たちは、地域金融機関として、心のこもったサービスを提供し、地元の繁栄に貢献します。
- 2 私たちは、健全経営を基本として自己資本の充実につとめ、社会的責任を遂行します。
- 3 私たちは、創造的で夢と感動のある職場をつくり、お客さまの信頼に応えます。

■ 基本方針

- (1) 営業力の強化（預金・融資の推進）
- (2) 経営力の強化
- (3) 人材育成の強化
- (4) 資金繰り支援
- (5) 本業支援・経営改善支援
- (6) 事業承継・再生支援
- (7) 内部態勢の強化

CONTENTS

経営理念、基本方針	1
みやしんと地域社会／ 業績のご報告	4
顧客保護等管理方針	6
個人情報保護宣言	6
サイバーセキュリティ取組方針	6
お客さま本位の 業務運営に関する基本方針	6
金融商品に係る勧誘方針	6
反社会的勢力に対する基本方針	7
マネー・ローンダリング及び テロ資金供与対策基本方針	7
利益相反管理方針の概要	7
個人情報保護に関する質問・苦情・ 異議の申し立てについて	8
金融仲介機能の発揮に向けた 取り組み状況について	9
中小企業の経営改善への 取り組み	11
主要な事業の内容	13
みやしんの健全性	20
当金庫の概要	40
当金庫の沿革	41
総代会制度について	42



富士宮信用金庫の プロフィール

創立／昭和8年6月5日
本店所在地／富士宮市元城町
31番15号
TEL 0544-23-3120(代表)
(<https://www.miyashin.co.jp>)

VISION

当金庫の考え方

〈経営姿勢〉

当金庫は、常に地域社会とお客さまの繁栄を念頭におき、協同組織金融機関の原点であります相互扶助の精神を経営に反映させ着実に実践してまいります。そして、地域に根ざしたコミュニティーバンクとして、みなさまから信頼され、みなさまのお役に立てることが最も大切だと考えております。

おかげさまで当金庫は、金融機関の健全性を示す主要な指標であります自己資本比率が21.59%と、指標数値4.0%（国内基準）を大きく上回っております。この比率は全国（銀行を含む）でも上位クラスであり、これを更に充実向上させることによりみなさまからの信頼を、不動のものにしたと思っております。

それには資産の健全性が何よりも重要課題となります。このため当金庫では、自己査定の実施、ALM（資産、負債総合管理）の運営強化及び貸出審査能力等の一層の充実に向け、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等各種リスクの管理を徹底し、経営体質の強化に取り組んでおります。

〈苦情等処理態勢〉

当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談・ご要望等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度※も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めております。

また、お客さまからのさまざまな声を収集することを目的とした「お客さまご意見カード」を窓口を設置しており、日頃よりお客さまの声に耳を傾けてお客さまのニーズに沿った施策の検討・実施の参考とさせていただいております。お寄せいただいたお客さまの声をしっかりと受け止め、諸施策に反映させ、さらなる「お客さま満足の上昇・利便性の向上」に取り組んでまいります。

苦情等は営業店または次の担当部署にお申し出下さい。

富士宮信用金庫 企画部 リスク管理課	
住所	〒418-8686 富士宮市元城町31番15号
電話番号	0544-23-3145
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、Eメール（webmaster@miyashin.co.jp）

〈貸出運営についての考え方〉

当金庫は地域金融機関として地域の繁栄と豊かな生活づくりをお手伝いするために、さまざまなローン商品を取り扱っております。

地元中小企業や個人事業主のみなさまには、運転資金・設備資金などの事業資金にお応えするため積極的に取り組んでおります。

個人のみなさまには、豊かな暮らしづくりのための住宅ローン、教育資金、自家用車購入資金などライフステージに合わせた商品や、お使い道自由な商品等、各種制度融資をご用意しております。

当金庫はこれからも、地元中小企業の発展と個人のみなさまの潤いのある家庭生活実現のため努力してまいります。

〈法令等遵守態勢〉

当金庫は、地域金融機関として揺るぎない信頼を得るため「コンプライアンス」を経営の最重要課題と位置付け、役職員一人ひとりが業務の健全性と適切性を確保するため高い倫理観と使命感を持ってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。さらに役職員全員が企業および社会の構成員として日々の業務や行動において守るべきガイドラインを示し法令等遵守の基準としております。また毎年、法令等遵守のため、理事長はじめ全役職員（臨時・パート・派遣職員含む）を対象としたコンプライアンス研修を実施し、企業倫理の再認識と遵守すべき法令等についての研修・指導を行うとともに、職員が不正行為や法令違反を発見した場合、直接企画部や総務部へ通報できる制度「ホットライン」を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るための制度を設けています。

一方監査部の監査では、各部、各営業店に対しコンプライアンス態勢の整備状況・法令等遵守状況について継続的にモニタリングを行い指導しております。

さらにコンプライアンスに関する統括部門を企画部に設置し、月1回開催されるコンプライアンス委員会でコンプライアンス上の事件や問題への対処と防止策の策定などを検討するとともに、役職員への指導を図っております。又、各営業店、各部には「コンプライアンス担当者」を置き、日常業務における法令等遵守のチェックと事例研究資料を活用した指導を行い、内部態勢の強化を図っています。私たち「みやしん」の役職員は、企業倫理を再構築し法令やルールを厳格に遵守するとともに、地域における信頼性を高めるため、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めてまいります。

〈事業継続基本計画（BCP）〉

自然災害や新型インフルエンザの流行等、緊急事態に遭遇した場合において、事業に不可欠な資産への損害を最小限に止め、中核となる事業の継続や早期復旧を実現して地域のみなさまへの速やかな資金供給を実現すべく、平成22年10月に富士宮信用金庫業務継続基本計画を制定いたしました。

今後も平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段など定期的な訓練に取り組んでまいります。

〈与信取引の説明態勢〉

与信取引には、手形割引、貸付金（手形貸付、証書貸付、当座貸越）、債務保証、外国為替等の取引があり、契約の意思形成のために、お客さまの十分な理解を得ることを目的に、必要な情報を的確に提供いたします。

与信取引に係る商品の内容及びリスク、契約書の重要事項について、お客さまの知識、経験に応じた説明をし、お客さまの理解と納得を得ることに努めています。

お客さまへの説明態勢を補完する相談苦情処理機能を構築し、説明義務と説明責任の徹底を図ってまいります。

※金融ADR制度とは

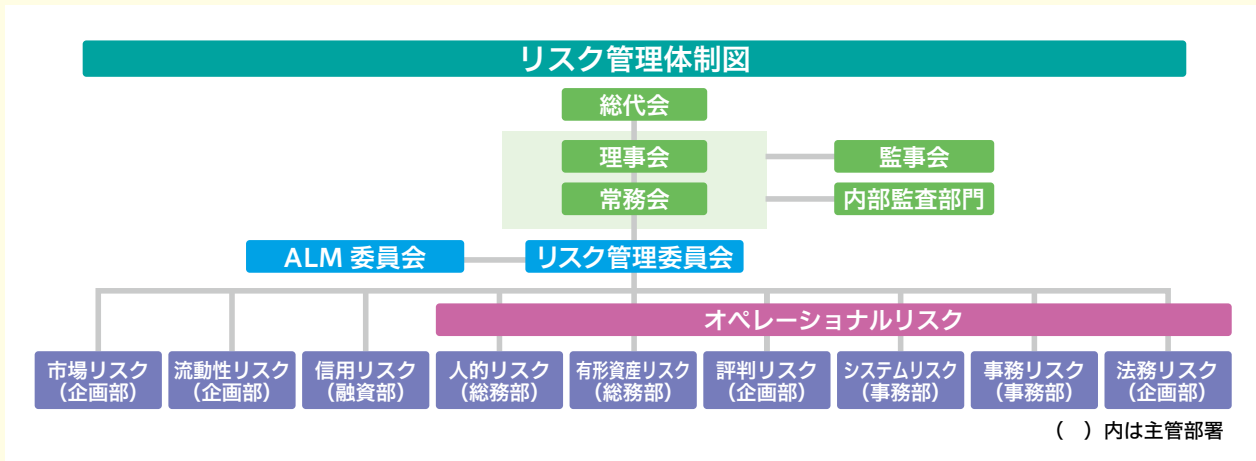
金融分野における裁判外の紛争解決制度をいい、金融商品・サービスに関するトラブルを簡易・迅速に解決する手段として位置づけられています。

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク区分毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことです。

リスク管理体制

金融機関をとりまくリスク（さまざまな要因によって、経営に予期せぬ損失を与える危険性）は、急速に高度化・複雑化しています。当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけたくうえで、経営に関するすべてのリスクを総体的に捉え、適切なリスク・コントロールを行い経営基盤を強固なものとするため、「統合的リスク管理態勢」の強化を図っております。管理すべきリスクは各々の担当部署が適切に管理するほか、各々のリスクを統合的に管理するリスク管理課を企画部内に設置し、組織横断的にリスク管理の調整を行い、「リスク管理の基本方針」を定めています。また、管理担当部署（委員会）や管理手法を定めた「管理規程」をリスクごとに策定し、定期的な分析により各リスクを把握・管理するとともに、理事長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、重要事項は理事会への付議・報告を行うなど、金庫全体としてリスクを制御するよう努めております。



主なリスク管理について

● 信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出金及び利息が回収不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。また、実務研修の実施や、財務分析システム、企業信用格付の活用など、貸出審査能力の向上を図っております。

● 市場リスク管理

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券等）・負債（預金等）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動がもたらす「価格変動リスク」等により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、市場の変化による収益等への影響について予測・分析を行い、リスク全体を経営体力に見合った範囲内にコントロールするよう努めており、今後ともより健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱などのために資金調達や資金繰りが難しくなることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、流動性・健全性の確保を重視した市場運用を行うとともに、支払準備

の充実に努め、日々の安定的な資金繰り態勢を構築しております。また、不測の事態が発生した場合の資金対応についても、あらかじめ手順を定め、迅速かつ適切に対応できるよう備えております。

● オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクには、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」等があります。

「事務リスク」とは、役職員による事務上のミスや事故・不正等により損害を被るリスクであり、当金庫では発生を未然に防ぐために事務指導の徹底を図るとともに内部牽制機能の強化等に努めています。また、監査部の実施する定期的な監査により事故防止のための対策を講じています。

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用などによって損害を被るリスクであり、当金庫では、主要な業務について信用金庫業界が設立したしんきん共同センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理は万全の体制で対応しています。

「法務リスク」とは、金融機関の業務・経営に係る法令・内規等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、金融機関の信用失墜を招くなどの損失を被るリスクであり、当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化を図り、より高度な倫理観の確立に取り組んでいます。

みやしんと地域社会 ～創ります“夢あるあした”～

当金庫の地域活性化への取り組みについて

当金庫は、岳南地域（富士宮市・富士市）を主な事業区域とし、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

昭和8年創業以来地域金融機関として、信用金庫の経営理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

今期の決算について（令和3年3月期）

当期の経常収益は、資金運用収益が前期比3億59百万円、その他経常収益が1億37百万円それぞれ増加し、46億18百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用が16百万円、経費が1億18百万円それぞれ減少しましたが、その他経常費用が6億27百万円増加し、37億41百万円となりました。この結果、当期純利益は前期比54百万円減少し5億43百万円となりました。

当金庫では、地域経済の環境が引き続き厳しい中で地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくため、取引先企業の資金繰り支援に重点を置くとともに、事業回復のための経営改善、事業承継支援等への取り組みを一段と強化してまいります。

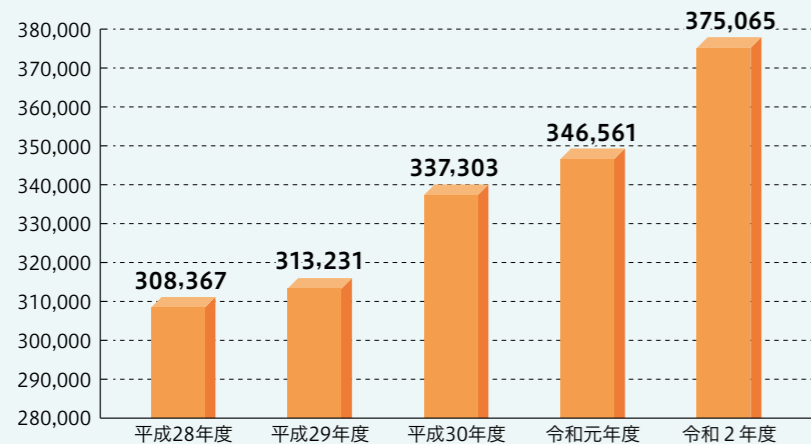
■ お客さまの預金について

預金積金残高

3,750億65百万円

預金業務については、夏季及び年末定期預金キャンペーンによる「金利上乘せ型定期預金」の販売に加え、WEB-FB契約先数、給与振込元請契約先数、年金受取先数等獲得のために積極的な営業を推進し、地域の「信頼の証」である預金の増加に向けて取り組んでまいりました。

預金量の推移（単位：百万円）



富士宮 信用金庫

会員数 18,741人
常勤役員数 259名
出資金残高 6億86百万円
店舗数 19店舗

預金積金出資金

資金運用

貸出金

■ 地域のお客さまへのご融資について

貸出金残高

1,588億87百万円

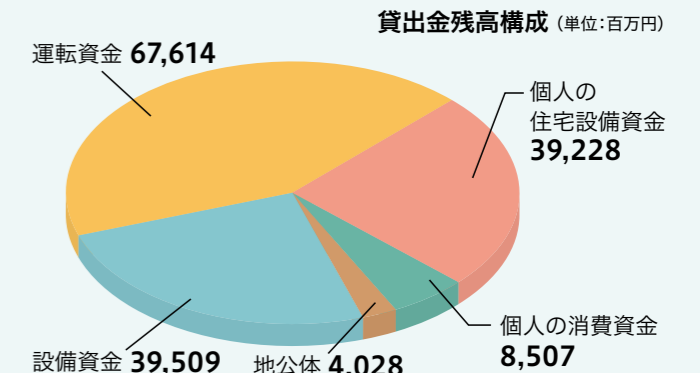
預金積金に占める貸出金の割合

42.36%

お客さまからお預りいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをすることを使命と考え、円滑な資金の供給を行う形で、お客さまや地域社会への還元を行っています。

今期の融資業務については、多くの個人のお客さまにご利用いただけるよう、基準金利を引き下げた「カーライフプラン」を販売しました。また、令和3年1月から、インターネットにより申込から契約締結まで非対面で完結する「WEB完結型ローン」の取扱いを開始し、お客さまの利便性向上を図りました。

一方、事業者のお客さま向けには、長期化した新型コロナウイルス感染症による影響で経営に支障が生じている事業所への支援を行うべく、全取引先への個別訪問を実施し、「コロナウイルス感染症対策貸付」の積極的な供給に努めました。



■ ご融資以外の運用について

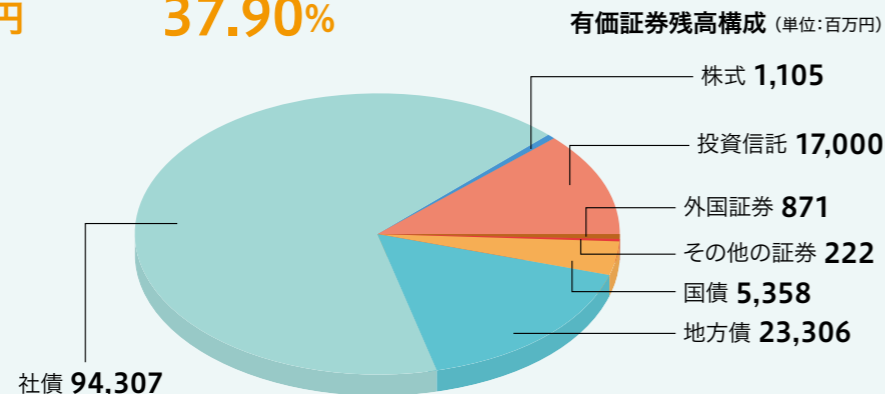
有価証券残高

1,421億73百万円

預金積金に占める有価証券の割合

37.90%

当金庫はお客さまの預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っています。なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けています。



■ 地域の中小企業へのご支援について

私達を取巻く厳しい経営環境のなか、当金庫は営業店と融資部顧客支援課が連携して地元お取引先企業の経営改善の取り組みを積極的にご支援しています。今後も地域金融機関としてお取引先企業個々の問題解決に結びつくきめ細かな取り組みを行い、地域経済の活性化に向けた事業支援活動を行ってまいります。

当金庫では、企業の経営者のみなさまとともに経営計画の作成、実行に参画し、企業の技術力や将来性、財務内容等を今まで以上に的確に把握できるよう、外部支援機関等との連携体制を構築しています。

～事業性評価への取り組み状況～

当金庫では、地域社会・地域経済への発展に貢献するための取り組み内容を自己評価するとともに、お客さまへ分かりやすくお伝えするために「金融仲介機能のベンチマーク」の指標を活用しています。

その指標の一つである事業性評価は、お客さまの強み・課題を対話の中で共有し、事業の内容や成長の可能性を適切に評価することです。共有した課題解決の方法としては、売り上げ増加などの本業支援とご融資などの金融支援があります。

■ 事業性評価への取り組み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業性評価を実施した先数	296	356	399

※令和3年3月までの累計実績

■ 事業性評価に基づいたご融資への取り組み

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業性評価に基づくご融資の件数	193	326	406
事業性評価に基づくご融資の金額 (単位：百万円)	9,464	19,975	32,065

※令和3年3月までの累計実績

お客さま保護に向けた取り組み

■ 顧客保護等管理方針

わたしたち富士宮信用金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまの信頼確保に努めつつ、説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明及びリスク説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見やご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや、お客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を適切に行ってまいります。

※本方針において「お客さま」とは「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

■ サイバーセキュリティ取組方針

富士宮信用金庫は、サイバーセキュリティへの取組が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守す

るとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し対策を進めます。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

■ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

富士宮信用金庫では、経営理念である「地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます」の実践に向け、お客さま本位の業務運営を実現すべく、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定いたしました。

「お客さま本位の業務運営」の取組状況を定期的に公表し、企業文化として定着するよう努めてまいります。

1. 〈お客さまの最善の利益の追求〉
お客さまの投資目的、ライフプラン、資産状況を把握した上で、お客さまの最善の利益となる商品・サービスの提案に努めます。
2. 〈利益相反の適切な管理〉
取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、お客さまの利益が不当に損なわれないように、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。
3. 〈手数料等の明確化〉
お客さまに負担していただく手数料等費用の詳細について、適切な資料に基づき、提供するサービスの内容とともに説明します。
4. 〈お客さまへの重要な情報の分かりやすい提供〉
金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの投資判断に必要な商品のリスクとリターンの関係やご案内する商品・サービスの選定理由等の重要な情報の提供を行うとともに、分かりやすい丁寧な説明に努めます。
5. 〈お客さまにふさわしいサービスの提供〉
お客さまの金融知識や投資経験、購入等の目的、資産状況等を総合的に勘案して、お客さまのニーズにあった適切な金融商品をお客さまに理解していただける形で提案するよう努めます。
6. 〈職員に対する適切な動機づけの枠組み〉
質の高い金融サービスを提供するため職員研修の充実に努め、お客さま本位の取り組みを企業文化として定着させるよう、職員への教育の徹底に努めます。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提

供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

私ども富士宮信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

富士宮信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務部とし、事務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、

リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
5. 疑わしい取引の届出
営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

■ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

⑤その他の方法

4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■ 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

富士宮信用金庫 業務部営業企画課

住 所:〒418-8686 静岡県富士宮市元城町31-15

電話番号:0544-23-3117 FAX:0544-23-6222

Eメール:privacy@miyashin.co.jp

■ 富士宮信用金庫における金融ADRへの取り組み

当金庫は、お客さまからの問い合わせ・相談・要望・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または企画部リスク管理課で受け付けています。

■ 苦情処理措置

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

富士宮信用金庫 企画部 リスク管理課	
住所	〒418-8686 富士宮市元城町31番15号
電話番号	0544-23-3145
受付時間	9:00～17:00(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、Eメール(webmaster@miyashin.co.jp)

■ 紛争解決措置等

- 1.当金庫は紛争解決のため、当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記企画部リスク管理課にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	
1.住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

2.電話番号	03-3517-5825
3.受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
4.受付媒体	電話、手紙、面談

2.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び静岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、企画部リスク管理課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

東京弁護士会紛争解決センター	
名称	東京弁護士会紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター	
名称	第一東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター	
名称	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター	
名称	静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
住所	〒410-0832 静岡県沼津市御幸町24-6
電話番号	055-931-1848
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00、13:00～17:00



金融仲介機能の発揮に向けた取り組み状況について

当金庫は「金融仲介機能のベンチマーク」の積極的な取り組みにより、お客さまのニーズや課題に応じた融資やソリューション（解決策）の提供を行い、お客さまの成長や地域経済の活性化に貢献していきます。

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の取り組み状況を客観的に評価できる指標として策定されたものです。

当金庫は、この趣旨を踏まえ、ベンチマークを活用した積極的な取り組みを行ってまいります。

取引先企業の経営改善や成長力の強化

共通ベンチマーク①		平成30年度	令和元年度	令和2年度
当金庫がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業数の増加が見られた先数、及び同先に対する融資額	メイン先数	668先	736先	843先
	メイン先の融資残高	421億円	446億円	476億円
	経営指標が改善した先数	386先	319先	409先
	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高	179億円	139億円	224億円

◆メインバンク…融資シェア50%以上 ◆経営指標が改善した先…売上・営業利益率・就業人数のいずれかが向上または増加した先

取引先企業の抜本的再生等による生産性の向上

共通ベンチマーク②		令和2年度
当金庫が貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善の進捗状況	好調先	3社
	順調先	21社
	不調先	379社 (373社)
	条変先数	403社

◆好調先…前期対比の売上高増減120%超の先
◆順調先…前期対比の売上高増減80%～120%の先
◆不調先…前期対比の売上高増減80%未満の先
()内は改善計画書未策定の先

共通ベンチマーク③		令和2年度
当金庫が関与した創業、第二創業の件数	当金庫が関与した創業件数	66件
	当金庫が関与した第二創業件数	4件

共通ベンチマーク④		令和2年度
ライフステージ別の与信先数及び事業年度末の融資残高	全与信先	2,503先 992億円
	創業期	78先 42億円
		成長期
	安定期	2,175先 756億円
		低迷期
	再生期	180先 140億円

◆全与信先…個人取引先を除いた事業取引先
◆創業期…創業、第二創業から5年まで
◆成長期…売上高平均で直近期が過去3期の120%超
◆安定期…売上高平均で直近期が過去3期の80%～120%
◆低迷期…売上高平均で直近期が過去3期の80%未満
◆再生期…貸付条件の変更または延滞がある期間

担保・保証依存融資姿勢からの転換

共通ベンチマーク⑤			令和2年度
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、全与信先数及び融資に占める割合	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額	先数	210先
		融資金額	418億円
	上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	先数	8.4%
		融資金額	42.1%

◆事業性評価に基づく融資を行っている与信先数と当該与信先の事業年度末の融資残高

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際、真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	963件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.99%
保証契約を解除した件数	28件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

「みやしんお客さま相談プラザ」のご案内

当金庫北支店に併設されている「みやしんお客さま相談プラザ」では、事業者・個人のみなさまのご相談をお受けしています。お電話やホームページで事前にご予約いただくと待ち時間なくスムーズにご相談いただけます。

【相談受付時間】

平日および第2土曜日・第4土曜日 午前9時～午後5時
(1月1日～1月3日、12月31日、第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日は休業となります。なお、第2・第4土曜日は、祝日と重なる場合も休まず営業致します。)



お客さまのシニアライフをサポート

無料土曜年金相談会の開催について

毎月第2土曜日には、「みやしんお客さま相談プラザ」にて社会保険労務士等による「無料土曜年金相談会」を開催し、「年金に関する書類の見方がわからない」「私は何歳から年金をもらえるの?」「仕事を続けても年金をもらえるの?」など、気になっていたけど、今まで聞けなかった年金に関する疑問や不安に専門家とシニアアドバイザー課担当スタッフが無料でお答えしています。



シニアアドバイザー課の活動について

シニア世代のセカンドライフ設計のお手伝いをさせていただきます。

『人生100年時代』——人生に占めるセカンドライフの期間は以前と比較してずいぶん長くなりました。

豊かで安心できるセカンドライフを送るためのライフプランやお金に関する相談ごとなど、お客さまの様々なご事情をみやしんシニアアドバイザー課の担当スタッフが承り、ていねいに対応させていただきます。

- 退職金の受け取り方(一時金・年金)と運用方法の相談
- 年金に関する相談
- 相続の相談
- 将来の財産管理に関する相談
- 病気やケガに備える保険の相談

みやしんシニアアドバイザー課では、お客さまの将来や希望、いま不安に思っていることなどをじっくりお伺いし、その解決方法をご提案します。そして、お客さまの良きパートナーとして充実したセカンドライフの実現に向けてお手伝いさせていただきます。



(シニアアドバイザー課スタッフ一同)

令和3年7月1日現在

お客さまの経営課題をサポート

中小企業の経営改善への取り組み

【取り組み方針について】

当金庫では、地域の中小企業への経営支援について、必要な資金を安定的に供給するとともに、経営課題を十分に把握したうえで、お客さま個々の事情について柔軟に対応した経営改善支援に取り組む方針であり、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの立場に立った真摯な対応に努めています。

【取り組み内容】

■ 創業・新規事業開拓へのご支援

当金庫は、地域における創業や中小企業の新規事業進出のために、各種ローンをご用意しています。また、地域の商工団体と連携してお客さまの事業計画策定のご支援に取り組んでいます。

■ 成長段階におけるご支援

当金庫は「中小企業経営力強化支援法」に基づく認定支援機関として、各種補助金申請に関するご相談、販路拡大に関するご相談など中小企業からのさまざまなご相談に対応しています。

■ 経営改善・事業再生・業種転換等のご支援

経営改善・事業再生支援等の取り組みに関して、当金庫は「経営支援先」を選定し重点的な経営支援活動を行うなど、お客さま個々の事情に対応した機動的な経営改善支援活動を行っています。具体的な支援メニューとしては、創業支援、事業計画書策定支援、経営改善活動支援、事業再生支援、外部支援機関利用支援(静岡県中小企業再生支援協議会、(公財)静岡県産業振興財団による専門家派遣事業等)、ビジネスマッチング支援等が挙げられます。

また、「しずおか中小企業支援ネットワーク」に参画することで、これらの活動の実効性向上に努めているほか、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に関する相談を適宜行っています。

【態勢整備について】

当金庫では、融資部顧客支援課と営業店が連携して地域の中小企業への経営支援に取り組んでいます。融資部顧客支援課には営業店店長経験者を配し、営業店の活動フォローを行っているほか、外部支援機関の専門家・アドバイザーの利用に係る窓口、静岡県中小企業再生支援協議会、静岡県事業承継・引継ぎ支援センタースタッフとの定期的な意見交換・情報交換など、効果的な経営支援活動が行えるよう態勢を整備しています。

中小企業支援等の取り組み

【事業再構築支援の取り組み】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する事業再構築補助金が令和3年3月より開始となりました。本補助金では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって事業再構築に取り組むことが求められており、当金庫では職員向け勉強会を実施し、企業の申請支援を行っています。



(職員向け勉強会)

【「ビジネスコネクトふじのみや」について】

■ 4者連携協定の締結

富士宮信用金庫、富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会は、富士宮市の産業振興に関する4者連携協定を締結いたしました。当金庫は、富士宮市地域内の中小企業等事業者の課題解決に向けた相談機能の発揮や融資による資金面のサポート役を担い、4者で連携し、地域社会の持続的な発展と地方創生に向けて取り組みます。



左から芝川商工会 篠原会長、富士宮商工会議所 河原崎会頭、富士宮市 須藤市長、富士宮信用金庫 山本理事長

■ 新型コロナウイルスの感染拡大に対する取り組み

「新型コロナウイルス感染症 緊急相談窓口」の開設

お客さま相談プラザおよび各営業店において「新型コロナウイルス感染症 緊急相談窓口」を開設し「新型コロナウイルス感染症」により、影響を受けているみなさまからの相談（経営相談・資金繰り・返済条件など）に、迅速かつ柔軟に取り組んでおります。



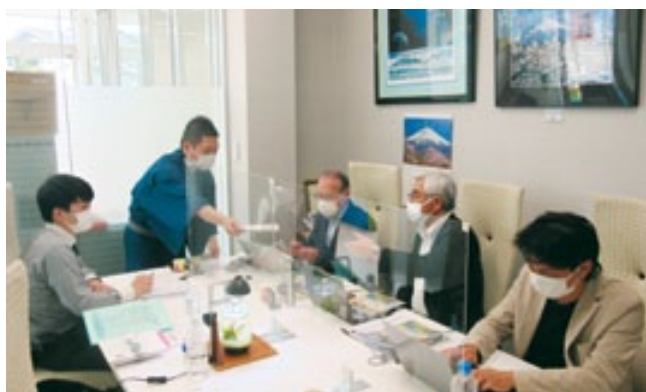
「雇用調整助成金 個別相談会」の開催

「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け「雇用調整助成金」の支給を希望されている事業者のみなさまがより円滑に申請を行っていただくことを目的として、ハローワーク富士宮と連携して「雇用調整助成金個別相談会」を開催し、本助成金の概要や支給申請書の記載方法等を個別にご説明しました。引き続き助成金に関するご相談をお受けしています。



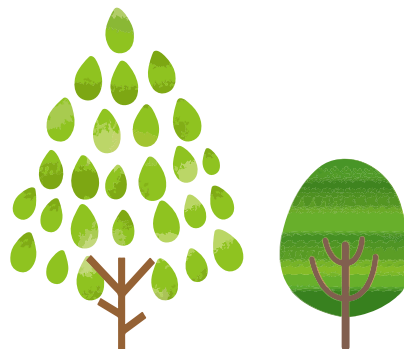
！ よろず支援拠点 ！

外部機関等と連携し、SNSの活用による積極的な宣伝活動、インターネット販売強化のためホームページリニューアル、ITを活用したビジネス展開等、専門性の高い課題について、専門家より適切なアドバイス・解決方法を受けることが出来る無料の相談会を開催しました。



！ 食品ロスを防止する取り組み ！

富士・沼津・三島・静清の各信用金庫と連携し、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等による影響で、消費期限が迫り廃棄ロスの恐れがある在庫商品の情報を地域から集め、各信用金庫の従業員間で購入、消費することで、取引先を応援し、食品ロスを防止する取り組み（SDGsにも関連する取り組み）を行いました。



主要な事業の内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金等を取り扱っております。

2 貸出業務

- ① 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- ② 手形の割引 商業手形等の割引を取り扱っております。
- ③ でんさい割引 電子記録債権の割引を取り扱っております。

3 内国為替業務

テレ為替振込、文書振込、代金取立等を取り扱っております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 付帯業務

- ① 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫等の代理店業務
 - ④ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - ⑤ 信託契約代理業務
- ② 貸金庫業務
- ③ 債務の保証
- ④ 公共債の引受
- ⑤ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ⑥ 保険商品の窓口販売
- ⑦ 電子債権記録業に係る業務

預金業務

当金庫ではお客さまのご利用の目的や期間、金額などの貯蓄ニーズに合わせた各種預金を取り揃えています。

金額	1年	2年	3年
5,000円	834,000円	1,042,000円	1,299,000円
3,000円	500,000円	626,000円	804,000円
2,000円	334,000円	417,000円	536,000円
1,000円	170,000円	209,000円	278,000円
500円	84,000円	106,000円	139,000円
300円	50,000円	63,000円	84,000円
200円	34,000円	42,000円	56,000円
100円	17,000円	21,000円	28,000円
50円	8,500円	11,500円	14,000円

定期積金

お子さまが1～2人
 ※0.05%

みやしん子育て応援団

お子さまが1～2人
 ※0.10%

みやしん子育て応援団 プラス

お子さま名義の口座を開設するとまつりポイント
 ※0.15%

お子さま名義の口座をつくろう!

※商品・サービスは一例です。金利等が変更となる場合がございます。当金庫本支店の窓口またはホームページ等でご確認ください。

預金名	特色	期間	お預け入れ金額
総合口座	普通預金(含む普通預金(無利息型))・定期預金(期日指定定期預金・スーパー定期・変動金利定期預金)・定期積金・自動融資を1冊の通帳にセットした個人(法律上の成年者)限定のたいへん便利な口座です。定期積金や定期預金で(貯める)、給料や年金の振込により(受け取る)、各種公共料金を(支払う)、自動融資により(借る)という4つの機能がこの通帳でご利用いただけます。	—	—
普通預金(含む普通預金(無利息型))	公共料金等の自動支払及び給与・年金等の自動受取りにご利用ください。なお、みやしんキャッシュカードをご利用いただけますと、みやしの店舗の他、全国の信用金庫・銀行及びゆうちょ銀行等の提携金融機関でご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	期日指定定期預金・スーパー定期・変動金利定期預金のお取扱いができます。すべて書替えの手間がかからない自動継続扱いですので、たいへん便利です。	期日指定定期預金 最長3年(据置期間1年) スーパー定期 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年 変動金利定期預金 1年・2年・3年	1,000円以上 300万円未満 1,000円以上 1,000万円未満 1,000円以上
定期積金(スーパー積金)	積立期間は、1年以上5年以内で毎月一定の額を積み立て“夢を実現”する月掛け貯蓄です。お手間のかからない自動積立もごさいます。	1年以上5年以内	1,000円以上 1,000円単位
自動融資	期日指定定期預金・スーパー定期・変動金利定期預金・定期積金の預入額の90%、最高200万円までお借り入れいただけます。ご融資利率は定期預金を担保とした場合は、その定期預金の約定利率に0.5%、定期積金を担保とした場合は、その定期積金の約定利率に0.75%上乗せした利率となります。	—	—
自動継続期日指定定期預金	据置期間1年経過後は、いつでもお引き出しできる便利さと利息が1年複利で増える有利さを備えた個人専用の商品です。満期日ごとに自動的に継続されますので、書替のお手間がかかりません。	最長3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期	法人・個人ともご利用いただける定期預金です。書替のお手間がかからない便利な自動継続扱いもごさいます。個人の方で期間3年以上は、有利な半年複利タイプもあります。	1ヵ月以上5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
大口定期	1,000万円以上の資金をより安全に確実に有効に増やします。自動継続扱いになさると有利な店頭表示金利で継続され、むだがなく安心です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
変動金利定期預金	お預け入れ日から6ヵ月ごとに適用金利が見直される変動金利の定期預金です。書替のお手間がかからない便利な自動継続扱いもごさいます。個人の方で期間3年ものは有利な半年複利のお取扱いができます。	1年以上3年以内	1,000円以上
退職金専用金利優遇定期預金 ハッピー Reターン	満55歳以上で1年以内に退職金をお受取りの方が対象の金利優遇定期預金です。	1年・3年・5年	100万円以上 3,000万円以内
スーパー年金定期預金	当金庫で年金をお受取の方、満57歳以上で当金庫にて年金受取をご予約された方を対象とした金利優遇定期預金です。	1年・3年	10万円以上 300万円以内
相続定期預金	1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただく場合の金利優遇定期預金です。	1年	100万円以上 相続金の範囲内

預金業務



Happy Reターン



スーパー年金定期預金



後見支援預金



相続定期預金

※商品・サービスは一例です。金利等が変更となる場合がございます。当金庫本支店の窓口またはホームページ等でご確認ください。

預金名		特色	期間	お預け入れ金額
定期預金	スーパー積金	教育・結婚・住宅などプランの実現のため目標額を決め、毎月一定額を積み立てていく月掛け貯蓄です。毎月の掛込金は、普通預金等からの自動振替による受入ができます。	1年以上5年以内	1,000円以上
	みやしん子育て応援団	ご契約時点で18歳未満のお子さまがいる個人のお客さまを対象にした子育て世帯専用の定期預金です。ご契約時のスーパー積金の店頭表示金利に一定の金利を上乗せいたします。	2年以上5年以内	・毎月の掛込金額 10,000円以上50,000円以下 1,000円単位 ・掛込総額は1口座あたり、30万円以上300万円以下 ※1世帯の掛込総額の合計は300万円までです。
	みやしん子育て応援団プラス	当金庫に「児童手当」の振込指定口座があり、且つ「児童手当」の対象となるお子さま名義の普通預金通帳をお持ちいただいているお客さまを対象にした子育て世帯専用の定期預金です。ご契約時のスーパー積金の店頭表示金利に一定の金利を上乗せいたします。		
貯蓄預金	お預け残高が多いほどお利息が有利となる個人専用の預金です。普通預金と同じようにいつでも出し入れ自由で、しかもキャッシュカードで全国の信用金庫・銀行及びゆうちょ銀行等のCD・ATMをご利用いただけます。ただし、公共料金の自動支払・給与・年金・配当金の自動振込口座としてはご利用になれません。	出し入れ自由	1円以上 (基準残高10万円)	
当座預金	小切手・手形をご利用いただける商取引に便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	納税資金専用の預金で、納税のためのお引出しは、お利息に税金がかかります。	お預け入れ自由 お引出しは納税時	1円以上	
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適な預金です。解約（お引出し）は、預入後7日間を経過すれば随時にできますが、解約する日の2日前までにご通知いただけます。	7日以上	1万円以上	
財形預金	一般財形預金	勤労者の生活設計のために毎月の給料やボーナスから一定金額を天引きし、定期的に積み立てる預金です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金預金	勤労者が退職後のために積み立てを行ない、60歳以後3ヵ月ごとに年金として受け取ることができる預金です。財形住宅預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	・積立期間 5年以上 ・据え置き期間 6ヵ月以上5年以内 ・受取期間 5年以上20年以内	1,000円以上
	財形住宅預金	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金を積み立てることを目的とした預金です。財形年金預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	積立期間5年以上	1,000円以上
後見支援預金	「後見支援預金」は後見制度による支援を受ける方の預金を、家庭裁判所の「指示書」に基づき別に管理するための預金です。	家庭裁判所の交付する「指示書」により 入出金ができます。	1円以上	

ご注意

- ・個人のお利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます）
- ・法人は総合課税となります。

「融資業務」(個人向けローン)

住宅からお子さまの学資まで暮らしのローンを各種取り揃えております。

ローン名		融資限度額	融資期間	特 色
住 宅 ロ ー ン	オアシス (みやしん住宅ローン最優遇金利を 基準金利とする変動金利型)	10,000万円	35年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・居住を目的とする不動産(土地・建物(中古住宅を含む))の取得、又は新築・増改築及び借換えに要する資金にご利用いただけます。 ・変動金利型は、年2回それぞれの基準金利を基準とし、金利を見直します。親から子へ返済を継続していく親子2代ローンの取扱いもご利用いただけます。 ・固定金利選択型は、固定期間終了時に変動金利型に移行するか、再度固定金利選択型とするかを選択いただけます。 ・団体信用生命保険が付保されます。
	変動金利型住宅ローン (長期プライムレートを基準金利)			
	固定金利選択型 (3年・5年・10年から 固定金利適用期間を選択)			
	固定金利型			
	無担保住宅ローン	2,000万円	25年以内	担保、保証人不要の住宅ローンです。
リフォーム ロ ー ン	変動金利型	1,000万円	15年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増改築・修繕・システムキッチン等の住宅関連備品の購入等・太陽光発電システム等の設置にご利用いただけます。 ・団体信用生命保険が付保されます。
カーライフ プ ラ ン	固定金利型	1,000万円	10年以内	自家用車・オートバイ・自転車の購入・車検・修理資金のほか運転免許証の取得資金等にご利用いただけます。
パーソナル ロ ー ン	固定金利型	500万円	10年以内	お使いみちは、事業資金以外であればご自由です。健康で文化的な生活実現のための資金としてご利用いただけます。
みやしん育児 支援ローン	固定金利型	100万円	5年以内	子育てに関わる経済的な負担について保証会社の定める資金使途の範囲でご利用いただけます。
リピート プ ラ ン	固定金利型 (自動車関連資金)	1,000万円	10年以内	当金庫のしんきん保証基金付カーライフプラン・リフォームローン・教育ローン・住宅ローンの利用実績のある方について、より低廉な保証料率でご利用いただける商品です。
	固定金利型 (教育関連資金)	1,000万円	16年以内	
	変動金利型 (リフォーム関連資金)	1,000万円	15年以内	
クイック ロ ー ン	固定金利型	300万円	7年以内	自動車購入・教育資金・生活費・借入金返済・事業への貸付資金など、ご自由にご利用いただけます。
新 教 育 ロ ー ン	固定金利型	2,000万円 (しんきん保証付1,000万円以内)	15年以内 (しんきん保証付16年以内)	短大・大学等の入学金・授業料等のお支払いにご利用いただけます。
	変動金利型	5,000万円	25年以内	
カードローン	固定金利型 (随時返済型)	50万円	3年 (自動更新、但し更新 予定日時時点で70歳以上 となる者は更新不可)	事業資金以外の教育資金・レジャー資金等をカード1枚で、ATM・CDからご利用いただけます。
	変動金利型大型カードローン (定期返済型)	300万円		
みやしん きゃっする	固定金利型 (定期返済型)	300万円	3年 (自動更新、但し66歳の 誕生日に達するまで)	事業資金以外のお使いみちが自由なカードローンです。パートやアルバイト・主婦の方もお申込みいただけます。
みやしん カードローン 「ビッグ」	固定金利型 (定期返済型)	800万円	1年 (自動更新、但し66歳の 誕生月の月末まで)	お使いみち自由(事業性資金以外)・おまとめ借換えOK・使途証明書類不要のカードローンです。
教 育 カードローン	変動金利型	500万円	5年以内 (入学前・在学中の 当座貸越期間) 10年以内 (卒業後の証書貸付期間)	必要なときにATMより、専用カードで手軽にお借り入れができる教育資金のためのカードローンです。貸越極度額の範囲内で幅広い教育資金にご利用いただけます。
農業関連資金 ハーベスト	変動金利型	300万円以内	5年以内	農業機械、農業資材購入、種苗・肥料の購入等農業関連資金についてご利用いただけます。
富士宮市・ 富士市水洗 便所改造資金	富士宮市	100万円 (1戸につき60万円以内)	1年・2年・2年6カ月の3種	公共下水道の処理区域内における水洗便所の改造や公共下水道に接続する工事資金に無利子でご利用いただけます。
	富士市	100万円	50万円以下3年以内 50万円超5年以内	

「融資業務」(事業性) 地域事業者のみなさまをバックアップいたします。

ローン名	融資限度額	融資期間	特色
ビジネス応援団	500万円以内	6ヵ月以上5年以内	地域で事業を営む法人・個人の方を対象に、担保・第三者保証人を不要とした簡便なローンです。
農業資金 アグリサポート	1,000万円以内 (運転資金は500万円以内)	10年以内 但し、運転資金は 5年以内となります	農業経営および農業の六次産業化に必要な運転資金・設備資金(農業機械の購入、農業資材の購入、農地の購入、種苗・肥料・家畜等の購入、農畜産物の加工・販売等の施設整備等)を支援します。
プライム ローン	3,000万円以内 (用途等による制限あり)	7年以内	地域で事業を営む中小企業(法人・個人)および農林漁業事業者の方を対象に、保証会社の保証を付し、担保・第三者保証人を不要としたローンです。
ビジネス ローン	1億2,000万円	2年以内 (自動更新)	運転資金や設備資金など必要な資金をご契約の範囲内でいつでも簡単にご利用いただける当座貸越形式のご融資です。 ご返済は、随時返済あるいは、120回以内の分割返済のいずれかです。 又、県信用保証協会の保証制度を利用することができます。
ビジネス カードローン	2,000万円	2年以内 (自動更新)	県信用保証協会の保証により、事業資金を一定の貸越極度額の範囲内で反復利用できる当座貸越形式のご融資です。 みやしんローンカードを使用し、ATM・CD機でのお借り入れ、ご返済ができます。ご返済は、随時返済あるいは、60回以内の分割返済のいずれかです。
各種制度融資	—	—	富士宮市・富士市・静岡県等の公的融資制度を積極的にお取扱いしております。
代理業務	—	—	信金中央金庫、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などの代理貸付のお取扱いをしております。

カーライフプラン
金利引下げ
キャンペーン中!

金利引下げ
0.8%

3.04% → 1.64%
3.28% → 1.88%

0.8%
0.6%

カーライフプラン

変動金利型住宅ローン「オアシス」
住宅の耐震・改修費、自己居住用の土地購入、住宅・マンションの購入資金に

0.750%

変動金利住宅ローン

無担保住宅ローン
担保・保証人
不要

年1.95%~

2,000万円

無担保住宅ローン

新教育ローン
入学、授業料、下宿費用、生活費にお使いいただけます!

新叶
合格祈願

2.48%
2.05%

1,000円まで
16年以内
不要

新教育ローン

**みやしん
ビジネス
応援団**

適用金利(固定金利)
5年以内 年1.80%~

最高
500万円
返済不要
保証人不要

ビジネス応援団

**みやしん農業資金
アグリサポート**

農業経営、および農産物の加工・販売にお使いいただけます。

アグリサポート

**インターネットで
ローンの仮審査のお申込み!**

窓口へ行く時間
が10分でもー

インターネットで
仮審査のお申込み

WEB完結ローン
お申し込みから返済まで、すべてWEBで完了!

P・C・スマホから
申込OK

書類の記入・郵送
不要

お借上げ印
不要

WEB完結目的型ローン

※商品・サービスは一例です。金利等が変更となる場合がございます。当金庫本支店の窓口またはホームページ等でご確認ください。

サービス業務

種類	特色
給与振込サービス	給与・ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
口座振替サービス	電気料・電話料等の公共料金や各種税金などをご指定の預金口座（普通預金・当座預金）から自動的にお支払いします。
年金等自動受取サービス	厚生年金・国民年金・共済組合金年・株式配当金などがお受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
為替自動振込	毎月ご指定の預金口座から事前にお届けいただいた内容で自動的に引き落とし、指定口座へ振込みます。家賃の振込や学資の仕送りなどに便利です。
年金受給者向けサービス	年金をみやしんでお受け取りの方は、自動的に静岡県しんきん年金友の会の会員となり、各種の優待サービスが受けられます。
ATM振込サービス	ATMにより全国の金融機関へお振込みができます。また、他行庫のキャッシュカードでもご利用できます。同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合には「振込カード」をご利用いただければ更に便利です。なお、ICキャッシュカード内には10件までの振込先を登録することができます。
インターネットサービス (WEB-FB・WEBバンキング)	パソコンから「振込・振替・残高照会・入出金明細照会」および各種公共料金等の収納サービス「ペイジー」がご利用できるサービスです。個人のお客さま向けのWEBバンキングでは携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。法人・事業者さま向けのWEB-FBでは「総合振込・給与振込・口座振替」のサービスもご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形や売掛債権の問題点を克服した手形に代わる支払手段として、インターネット等を通じ電子債権を記録することで支払や譲渡できるサービスです。
しんきん即時 口座振替サービス	スマホ決済サービス等で、当金庫を資金口座決済として、ご登録いただくことで、買い物をする際の代金が登録口座より即座に決済されるサービスです。キャッシュカード発行済みの普通口座をお持ちの個人のお客さまが、ご利用いただけます。ご利用手数料は無料です。
ペイジー口座振替 受付サービス	提携企業の窓口端末あるいはモバイル端末で、ご利用中の普通預金のキャッシュカードを使用して口座振替のご契約ができる便利なサービスです。書類の記入や印鑑をご用意いただく必要がありません。
ネット口座振替 受付サービス	パソコンや携帯電話・スマートフォンより、提携企業のインターネットサイトから口座振替のご契約をお申し込みいただけます。キャッシュカード発行済みの普通預金口座をお持ちの個人のお客さまであれば、書類の記入や印鑑なしで口座振替の手続きを行える便利なサービスです。
デビットカードサービス	ご利用いただいている当金庫キャッシュカードが、全国の「J-Debit加盟店」でお買い物やお食事代のお支払いにそのままご利用いただけます。お支払いの際にキャッシュカードを提示し端末に暗証番号を入力するとご利用代金がお客さまの預金口座から即時に引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。
外国為替業務	外貨の両替の他、海外送金や信用状の発行・輸出為替の買取（信金中央金庫への取次）を行っております。海外旅行、貿易取引にご利用下さい。
年金相談	みやしんお客さま相談プラザで、毎月第2土曜日に年金相談会を開催しています。
貸金庫	貴重品を金庫室で安全に保管し、盗難・災害等、不慮の事故からお守りいたします。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをその日のうちにお預かりし、ご指定の預金口座に入金いたします。（翌日入金としてのお取扱いとなります）

国債の窓口販売業務

種類	特色	期間	ご購入単位
個人向け国債3年	固定金利で1年経過すれば一部または全部を中途換金する事が可能です。	3年	1万円以上 1万円単位 ※個人の方のみが購入 できる国債です。
個人向け国債5年	固定金利で1年経過すれば一部または全部を中途換金する事が可能です。	5年	
個人向け国債10年	半年毎に実勢金利を反映して適用利率が変わる「変動金利」です。1年経過すれば一部または全部を中途換金する事が可能です。	10年	

このほか個人、法人ともに購入可能な中期利付国債(2年・5年)、長期利付国債(10年)のお取扱も行なっております。
みやしんでは債券取引口座管理手数料が無料となっております。

投資信託の窓口販売業務

ファンドの分類		ファンド名	運用会社	ご購入単位
国内債券型		しんきん公共債ファンド 【愛称：ハロー・インカム】	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	1万円以上 1円単位
海外債券型		D I A M 高格付インカム・オープン (1年決算コース) 【愛称：ハッピークローバー1年】	アセットマネジメントOne株式会社	
		ドルマネーファンド	アセットマネジメントOne株式会社	
国内外債券型		ピムコ世界債券戦略ファンド (年1回決算型) Dコース(為替ヘッジなし)	ニッセイアセット マネジメント株式会社	
		グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	三菱UFJ国際投信株式会社	
国内外資産 複合型		グローバル・ソブリン・オープン (資産成長型) 【愛称：グロソブN】	三菱UFJ国際投信株式会社	
		しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	
国内株式型		しんきん世界アロケーションファンド 【愛称：しんきんラップ(安定型)】	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	
海外株式型		しんきんインデックスファンド225	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	
国内不動産 投信型		しんきん世界好配当利回り株ファンド (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	
		しんきんJリートオープン (毎月決算型)	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	
つみたて NISA専用 ファンド	国内 株式型	しんきんJリートオープン (1年決算型)	しんきんアセット マネジメント投信株式会社	
		たわらノーロード 日経225	アセットマネジメントOne株式会社	
	海外 株式型	たわらノーロード TOPIX	アセットマネジメントOne株式会社	
		たわらノーロード 先進国株式 (為替ヘッジあり)	アセットマネジメントOne株式会社	
		たわらノーロード 新興国株式	アセットマネジメントOne株式会社	
国内外資産 複合型	たわらノーロード バランス (8資産均等型)	アセットマネジメントOne株式会社		

保険商品の窓口販売業務

お取扱商品名		ご説明
生命保険	個人年金保険	将来の生活資金準備のための保険です。
損害保険	融資住宅用火災保険	住宅ローンをご利用のお客さまに幅広い補償を納得いただける保険料 でご提供します。
第三分野保険	医療保険	万一の「病気」や「ケガ」での入院等に備えるための保険商品です。
	がん保険	がん(癌)での入院・通院に備えるための保険商品です。
	標準傷害保険	万一の「ケガ」での入院・通院等に備えるための保険商品です。
	債務返済支援保険	住宅ローンをご利用のお客さまが病気・ケガで働けなくなった期間のご 返済をバックアップします。
	8大疾病補償付 債務返済支援保険	住宅ローンをご利用のお客さまが病気やケガで働けなくなった場合に 毎月の住宅ローン返済を支援する「月額返済補償」と8大疾病により月 額返済補償が12ヵ月継続してもなお就業障害が継続していた場合に、 その時点の住宅ローンの残債額を保険金でお支払いする「残債一括補 償」を組み合わせた商品です。

※本頁記載の商品は預金商品ではありません。
※各商品の詳しい内容につきましては、窓口でお尋ねください。所定の資格を持つ職員がご説明させていただきます。

みやしんの健全性

1 / 本業の利益を示す業務純益は12億18百万円、
当期純利益は5億43百万円を計上しました。

(22～26ページで説明しています。)

2 / 安定した自己資本により
高い健全性を確保しています。

自己資本比率は21.59%となり、国内基準(4%)を大幅に超えており
極めて健全な財務体質となっています。

(31ページで説明しています。)

3 / 地域金融機関として、地域経済活性化に
積極的に取り組んでいます。

地域金融機関として、お客さまとの長期的な取引関係を重視し、中小企業の再生と地域経済の
活性化を図り、「地域密着型金融の機能強化」の着実な実行に努めています。

(4、5ページで説明しています)

4 / 厳正な自己査定、償却・引当により
資産の健全性を高めています。

貸出金の健全性を維持するため厳格に償却、引当をしています。

5 / 徹底した管理体制によって
健全経営に努めています。

- リスク管理、コンプライアンス(法令等遵守)管理態勢の強化に努めています。
- お客さまの保護及び利便性向上をはかるために「顧客保護等管理方針」等を定め、
地域から信頼され愛される金融機関になるように取り組んでいます。

6 / お客さまの信頼のバロメータである預金は、
前期比285億円増加しました。

資料編

財務諸表	22	管理債権などの状況	38
時価情報	27	証券業務	39
有価証券に関する指標	28	国際業務	39
資金調達・資金運用	29	その他業務	39
当金庫の自己資本の充実の状況等について	31		

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則に定められたディスクロージャーの開示基準に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概要及び組織に関する事項		4. 金庫の事業の運営に関する事項	
・ 事業の組織	40	・ 法令等遵守態勢	2
・ 理事・監事の氏名及び役職名	40	・ リスク管理体制	3
・ 会計監査人の名称	40	・ 金融 ADR への取り組み	8
・ 事務所の名称及び所在地	44	・ 経営者保証に関するガイドラインへの取り組み状況	9
2. 金庫の主要な事業の内容	13	・ 中小企業の経営改善及び 地域の活性化のための取り組み状況	11
3. 金庫の主要な事業に関する事項		5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4、5	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	22～25
(2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・ 経常収益、経常利益、当期純利益	26	・ 破綻先債権に該当する貸出金	38
・ 出資総額及び出資総口数	26	・ 延滞債権に該当する貸出金	38
・ 純資産額、総資産額	26	・ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	38
・ 預金積金残高、貸出金残高	26	・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	38
・ 有価証券残高	26	(3) 金融機能再生措置法規則に基づく開示債権	38
・ 単体自己資本比率	26	(4) 自己資本の充実の状況等について	31～37
・ 出資に対する配当金	26	・ 自己資本の構成に関する事項	31
・ 職員数	26	・ 自己資本の充実度に関する事項	32
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況		・ 信用リスクに関する事項	
① 主要な業務の状況を示す指標		(リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	33、34
・ 業務粗利益および業務粗利益率	26	・ 信用リスク削減手法に関する事項	35
・ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益および コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	26	・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関するリスク管理の方針及び手続きの概要	35
・ 資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支	26	・ 証券化エクスポージャーに関する事項	35
・ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率	26	・ オペレーショナル・リスクに関する事項	35
・ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回りおよび資金利鞘	26、27	・ 出資等エクスポージャーに関する事項	36
・ 受取利息および支払利息の増減	27	・ リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	36
② 預金に関する指標		・ 金利リスクに関する事項	37
・ 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高	29	・ 用語解説	37
・ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	29	(5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
③ 貸出金等に関する指標		・ 有価証券	27
・ 預貸率の期末値及び期中平均値	26	・ 金銭の信託	28
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	29	・ 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引 (デリバティブ取引等)	28
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	29	(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	29	(7) 貸出金償却の額	39
・ 用途別の貸出金残高	30	(8) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に ついて会計監査人の監査を受けている場合はその旨	23
・ 業種別の貸出金残高及び 貸出金の総額に占める割合	30	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の 状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定め るもの	
④ 有価証券に関する指標		・ 報酬体系について	25
・ 預証率の期末値及び期中平均値	26		
・ 有価証券の種類別の平均残高	28		
・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	28		

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和元年度 令和2年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
(資産の部)		
現 金	3,324	3,072
預 け 金	95,752	106,244
買 入 金 銭 債 権	267	220
有 価 証 券	142,398	142,173
国 債	6,309	5,358
地 方 債	23,735	23,306
社 債	94,728	94,307
株 式	929	1,105
そ の 他 の 証 券	16,694	18,094
貸 出 金	138,746	158,887
割 引 手 形	3,384	2,384
手 形 貸 付	5,226	3,507
証 書 貸 付	117,855	141,281
当 座 貸 越	12,279	11,713
そ の 他 資 産	1,808	1,921
未 決 済 為 替 貸	88	74
信 金 中 金 出 資 金	1,395	1,395
前 払 費 用	0	2
未 収 収 益	277	409
そ の 他 の 資 産	47	41
有 形 固 定 資 産	2,478	2,428
建 物	875	851
土 地	1,452	1,452
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	150	124
無 形 固 定 資 産	22	18
ソ フ ト ウ ェ ア	15	11
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7	6
繰 延 税 金 資 産	437	274
債 務 保 証 見 返	1,158	872
貸 倒 引 当 金	△1,523	△2,054
(うち個別貸倒引当金)	(△1,474)	(△1,952)
資 産 の 部 合 計	384,870	414,060

(単位:百万円)

科 目	令和元年度 令和2年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
(負債の部)		
預 金 積 金	346,561	375,065
当 座 預 金	7,507	8,853
普 通 預 金	141,986	161,762
貯 蓄 預 金	4,691	4,708
定 期 預 金	169,966	175,294
定 期 積 金	18,590	20,345
そ の 他 の 預 金	3,819	4,101
そ の 他 負 債	745	812
未 決 済 為 替 借	109	112
未 払 費 用	164	163
給 付 補 填 備 金	8	7
未 払 法 人 税 等	37	197
前 受 収 益	23	17
払 戻 未 済 金	7	7
払 戻 未 済 持 分	3	3
職 員 預 り 金	107	123
資 産 除 去 債 務	3	3
そ の 他 の 負 債	280	176
賞 与 引 当 金	122	131
役 員 賞 与 引 当 金	6	6
退 職 給 付 引 当 金	954	917
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	112	132
偶 発 損 失 引 当 金	61	63
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	21	19
債 務 保 証	1,158	872
負 債 の 部 合 計	349,744	378,020
(純資産の部)		
出 資 金	679	686
普 通 出 資 金	679	686
利 益 剰 余 金	34,422	34,951
利 益 準 備 金	675	679
そ の 他 利 益 剰 余 金	33,746	34,272
特 別 積 立 金	32,900	33,400
当 期 未 処 分 剰 余 金	846	872
処 分 未 済 持 分	△0	—
会 員 勘 定 合 計	35,101	35,638
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24	401
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	24	401
純 資 産 の 部 合 計	35,126	36,039
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	384,870	414,060

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
経常収益	4,057,434	4,618,981
資金運用収益	3,390,651	3,749,763
貸出金利息	2,043,270	2,293,602
預け金利息	188,662	177,719
有価証券利息配当金	1,122,587	1,242,514
その他の受入利息	36,131	35,926
役務取引等収益	414,851	448,626
受入為替手数料	211,049	213,174
その他の役務収益	203,802	235,452
その他業務収益	89,825	121,132
外国為替売買益	282	332
国債等債券売却益	40,503	52,164
国債等債券償還益	221	760
その他の業務収益	48,818	67,874
その他経常収益	162,106	299,459
貸倒引当金戻入益	147,451	—
株式等売却益	3,127	296,476
その他の経常収益	11,527	2,982
経常費用	3,278,661	3,741,576
資金調達費用	90,476	73,481
預金利息	85,569	68,869
給付補填備金繰入額	4,282	3,985
その他の支払利息	624	625
役務取引等費用	334,720	315,964
支払為替手数料	77,844	73,898
その他の役務費用	256,876	242,065
その他業務費用	11,437	674
国債等債券償還損	10,732	10
その他の業務費用	704	663
経費	2,802,163	2,683,737
人件費	1,877,155	1,849,990
物件費	893,617	804,708
税金	31,391	29,038
その他経常費用	39,863	667,718
貸倒引当金繰入額	—	584,136
貸出金償却	—	34,375
株式等売却損	7,833	12,782
株式等償却	10,128	15,524
偶発損失引当金繰入額	11,159	20,533
繰越預金払戻損失引当金繰入額	10,740	287
その他の経常費用	0	—
その他資産償却	—	80
経常利益	778,772	877,405

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
特別損失	1,547	1,617
固定資産処分損	1,547	1,617
税引前当期純利益	777,225	875,787
法人税、住民税及び事業税	126,770	315,191
法人税等調整額	52,604	17,550
法人税等合計	179,374	332,741
当期純利益	597,850	543,046
繰越金(当期首残高)	248,457	329,012
当期末処分剰余金	846,308	872,058

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益額39円66銭

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
当期末処分剰余金	846,308,037	872,058,233
剰余金処分量	517,295,984	520,113,365
利益準備金	3,868,100	6,498,400
普通出資に対する配当金	(年2%) 13,427,884	(年2%) 13,614,965
特別積立金	500,000,000	500,000,000
繰越金(当期末残高)	329,012,053	351,944,868

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月18日
富士宮信用金庫

理 事 長

山本 勝則

1.貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19年～50年
その他	3年～20年
 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当金規程により、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての償却は、資産の自己査定基準規程に基づき、営業関連部門等が資産査定を実施し、当該部門等から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（自己会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 - 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△ 142,668百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
令和2年3月31日現在 0.109%
 - 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
 - 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上することとしております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目のうち、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金	2,054百万円
-------	----------

 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 2,913百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は666百万円、延滞債権額は7,441百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,107百万円あります。なお、18から21に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた、商業手形の額面金額は2,384百万円でありあります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	306百万円
担保資産に対応する債務	別段預金	21百万円

 上記のほか、国内為替決済取引等の担保として、預け金6,012百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 2,625円70銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券を保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、規程に沿った経営陣による審査会、定期的な関連部署による信用リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がリスク管理委員会へ報告し検討しております。有価証券の発行体の信用リスクは、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された市場リスク管理方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的に理事会に報告しております。
 - 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的にモニタリングを行っております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券・預け金等運用規程に従い行われております。このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。保有している株式については、企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
 - デリバティブ取引
デリバティブ取引は行っておりません。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品としては、「有価証券」のうち株式、投資信託がおります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をバリュエーション・リスク（VaR）により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。当金庫のバリュエーション・リスク（VaR）は分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推定値、相関考慮後）は、全体で7,648百万円です。ただし、バリュエーション・リスク（VaR）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	106,244	106,508	264
(2) 買入金銭債権	220	221	0
(3) 有価証券			
その他有価証券	142,088	142,088	-
(4) 貸出金(*1)	158,887		
貸倒引当金(*2)	△2,051		
	156,836	154,926	△1,909
金融資産計	405,390	403,745	△1,644
(1) 預金積金(*1)	375,065	375,109	44
金融負債計	375,065	375,109	44

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、直近1ヵ月以内に新規で預け入れた場合の金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式、投資信託、出資金及び債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、または公表された基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.と29.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を令和3年3月31日を基準日とした過去3ヵ月の平均実行金利の利率で割り引いて算出した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び定期積金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、令和3年3月31日を基準日として過去3ヵ月の平均実行金利の利率を用いております。また、定期預金及び定期積金満期経過分については、将来のキャッシュ・フローの見積りもが困難なため、帳簿価額としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	28
投資事業組合等出資金(*2)	55
合 計	84

(*1) 非上場株式については、市場価格が無く時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 投資事業組合等出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	31,012	32,000	-	23,000
買入金銭債権	-	22	197	-
有価証券				
其他有価証券のうち	9,075	41,666	67,500	4,730
満期があるもの				
貸出金(*2)	25,081	49,368	35,572	35,427
合 計	65,168	123,056	103,269	63,157

(*1) 預け金の内流動性預け金は、含めておりません。

(*2) 貸出金の内延滞債権等将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権は、含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	138,360	56,031	3	357
合 計	138,360	56,031	3	357

(*) 預金積金の内満期経過の定期預金、定期積金及び要求払預金は、含めておりません。有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」を含めております。29.も同様であります。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は含めておりません。

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額		取得原価	差額
		貸借対照表計上額	取得原価		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	714	381	333	
	債 券	69,179	68,361	818	
	国 債	4,377	4,305	72	
	地 方 債	15,499	15,297	202	
	社 債	49,302	48,758	544	
	そ の 他	6,137	5,526	611	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	76,031	74,268	1,762	
	株 式	362	443	△80	
	債 券	53,793	54,421	△627	
	国 債	980	991	△11	
	地 方 債	7,806	7,864	△58	
	社 債	45,005	45,564	△558	
そ の 他	11,901	12,400	△498		
小 計	66,057	67,264	△1,207		
合 計	142,088	141,533	555		

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	54	13	7
債券	6,020	52	-
国債	1,720	30	-
地方債	3,199	13	-
社債	1,099	8	-
その他(*)	5,655	510	-
合 計	11,730	576	7

(*) その他には投資事業組合等の純損益を当金庫の出資持分割合に応じて株式等売却益又は株式等売却損として計上した額は含めておりません。

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、株式15百万円でありました。

また、時価のある有価証券時価が「著しく下落した」と判断する基準は、期末日の時価が取得原価または償却原価より50%程度以上下落した場合、半年ごとの末日の時価が4回連続して30%以上50%未満の範囲で下落した場合としております。

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,331百万円でありました。このうち契約残存期間が1年以内のものが17,616百万円となっております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	36百万円
貸倒引当金	364
役員退職慰勞引当金	36
退職給付引当金	254
減価償却費	14
減損損失	30
偶発損失引当金	17
その他	97
繰延税金資産小計	850
評価性引当額	△421
繰延税金資産合計	428
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	154百万円
その他	0
繰延税金負債合計	154
繰延税金資産の純額	274百万円

33. 表示方法の変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当該事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

34. 追加情報
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)を当該事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬額	126

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」120百万円、「賞与」6百万円、「退職慰勞金」0百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人として報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項として、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、令和2年度に当該対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 主要な事業の状況（直近の5事業年度）

（単位：百万円・％・千口・人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	4,183	3,952	3,833	4,057	4,618
経常利益	577	635	520	778	877
当期純利益	423	470	430	597	543
出資総額	683	680	675	679	686
出資総口数	13,668	13,613	13,518	13,595	13,725
純資産額	35,815	35,756	36,311	35,126	36,039
総資産額	348,780	353,169	377,482	384,870	414,060
預金積金残高	308,367	313,231	337,303	346,561	375,065
貸出金残高	128,159	127,155	134,344	138,746	158,887
有価証券残高	101,132	100,596	106,404	142,398	142,173
単体自己資本比率	27.93	28.08	25.55	22.34	21.59
出資に対する配当金（千円）	13,635	13,611	13,476	13,427	13,614
（出資1口あたり）（円）	1	1	1	1	1
役員数	13	13	13	13	13
（うち常勤役員数）	8	8	8	8	8
職員数	270	259	253	249	251
会員数	18,151	18,113	18,230	18,370	18,741

■ 経費の内訳

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度
人件費	1,877,155	1,849,990
報酬給与手当	1,363,312	1,340,926
退職給付費用	156,899	148,886
その他の	356,942	360,177
物件費	893,617	804,708
事務費	397,203	375,517
（うち旅費・交通費）	1,480	212
（うち通信費）	24,070	22,912
（うち事務機械賃借料）	3,447	3,018
（うち事務委託費）	293,535	282,672
固定費	168,367	160,204
（うち土地建物賃借料）	21,853	21,717
（うち保全管理費）	110,694	108,610
事業費	72,483	53,428
（うち広告宣伝費）	11,791	7,072
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	40,472	28,487
人事厚生費	30,472	16,450
減価償却費	121,756	94,269
その他の	103,334	104,838
税金	31,391	29,038
合計	2,802,163	2,683,737

■ 業務粗利益

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	3,300,175	3,676,282
資金運用収益	3,390,651	3,749,763
資金調達費用	90,476	73,481
役務取引等収支	80,130	132,662
役務取引等収益	414,851	448,626
役務取引等費用	334,720	315,964
その他の業務収支	78,388	120,458
その他業務収益	89,825	121,132
その他業務費用	11,437	674
業務粗利益	3,458,693	3,929,402
業務粗利益率	0.95%	1.00%

（注）1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 業務純益

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度
業務純益	682,259	1,218,041
実質業務純益	682,259	1,271,484
コア業務純益	652,267	1,218,570
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く）	466,371	986,975

（注）1. 業務純益 = 業務収益 - （業務費用 - 金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 総資産利益率

（単位：％）

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.21	0.22
総資産当期純利益率	0.16	0.13

（注）総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

■ 預貸率・預証率

（単位：％）

	令和元年度	令和2年度
預貸率	期末残高	40.03
	平均残高	40.39
預証率	期末残高	41.08
	平均残高	39.22

（注）1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
預金量に対して貸出量がどの位あるかを示す比率です。
2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
預金量に対する有価証券の保有割合を示す比率です。

■ 総資金利鞘

（単位：％）

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	0.93	0.95
資金調達原価率	0.86	0.76
総資金利鞘	0.07	0.19

■ 資金運用収支

(単位:平均残高百万円、利息千円、利回り%)

	平均残高		利息		利回り	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	362,212	390,706	3,390,651	3,749,763	0.93	0.95
うち 貸出金	133,744	149,740	2,043,270	2,293,602	1.52	1.53
預け金	96,934	93,504	188,662	177,719	0.19	0.19
有価証券	129,862	145,824	1,122,587	1,242,514	0.86	0.85
資金調達勘定	331,210	359,019	90,476	73,481	0.02	0.02
預金・積金	331,097	358,899	89,851	72,855	0.02	0.02
借入金	0	—	—	—	—	—

(注)「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(令和元年度236百万円、令和2年度267百万円)を、控除して表示しております。

■ 受取・支払利息の分析

(単位:百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	129	123	253	273	85	359
うち 貸出金	126	△72	53	244	5	250
預け金	△45	△8	△53	△6	△4	△10
有価証券	243	8	251	135	△15	119
支払利息	4	△18	△14	8	△25	△16
うち 預金・積金	5	△20	△14	8	△25	△16
借入金	△0	△0	△0	—	—	—

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で表示しております。

■ 1店舗当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金	18,240	19,740
貸出金	7,302	8,362

■ 職員1人当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金	1,348	1,448
貸出金	539	613

■ 時価情報

① 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当する取引はありません。
2. 満期保有目的の債券 該当する取引はありません。
3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超える債券	株式	471	274	196	714	381	333
	債券	74,697	73,555	1,142	69,179	68,361	818
	国債	6,309	6,168	140	4,377	4,305	72
	地方債	19,294	18,986	307	15,499	15,297	202
	社債	49,093	48,399	693	49,302	48,758	544
	その他	4,570	4,272	298	6,137	5,526	611
	小計	79,740	78,102	1,637	76,031	74,268	1,762
貸借対照表計上額が取得原価を超えない債券	株式	429	581	△151	362	443	△80
	債券	50,076	50,775	△699	53,793	54,421	△627
	国債	—	—	—	980	991	△11
	地方債	4,441	4,459	△17	7,806	7,864	△58
	社債	45,634	46,316	△682	45,005	45,564	△558
	その他	12,060	12,812	△752	11,901	12,400	△498
	小計	62,565	64,169	△1,603	66,057	67,264	△1,207
合	小計	142,305	142,272	33	142,088	141,533	555

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・関連会社株式で時価の有るもの 該当する取引はありません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	28	28
投資事業組合等出資金	63	55
合	92	84

- (注) 1. 非上場株式については、市場価格が無く時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
2. 投資事業組合等出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

② 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託

該当ありません。

③ デリバティブ取引情報

金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引については該当ございません。

■ 有価証券に関する指標

■ 商品有価証券平均残高 該当する取引はありません。

■ 有価証券の残存期間別残高

令和元年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	844	1,189	3,166	1,109	0	—	—	6,309
地方債	1,550	5,878	5,727	1,631	7,851	1,095	—	23,735
社債	9,490	11,549	16,682	11,178	44,068	1,758	—	94,728
株式	—	—	—	—	—	—	929	929
外国証券	—	—	—	—	—	—	1,938	1,938
その他の証券	—	—	—	—	—	—	14,755	14,755

令和2年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	240	2,137	1,496	0	0	1,483	—	5,358
地方債	2,475	6,312	3,892	1,722	7,816	1,087	—	23,306
社債	6,359	11,550	16,277	11,941	46,020	2,159	—	94,307
株式	—	—	—	—	—	—	1,105	1,105
外国証券	—	—	—	—	—	—	871	871
その他の証券	—	—	—	—	—	—	17,222	17,222

■ 有価証券科目別残高

平均残高

(単位:百万円・%)

	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	7,619	5.9	5,908	4.1
地方債	22,146	17.1	23,333	16.0
社債	86,086	66.3	97,275	66.7
株式	848	0.7	887	0.6
投資信託	11,640	8.9	16,104	11.0
外国証券	1,339	1.0	2,138	1.5
その他の証券	181	0.1	176	0.1
合計	129,862	100.0	145,824	100.0

資金調達・資金運用

■ 預金科目別残高

平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	6,176	1.9	7,479	2.0
普通預金	131,936	39.8	151,992	42.3
貯蓄預金	4,768	1.4	4,723	1.3
その他預金	1,776	0.5	2,066	0.5
流動性預金	144,658	43.7	166,262	46.3
定期預金	167,496	50.6	173,259	48.2
定期積金	18,942	5.7	19,378	5.4
定期性預金	186,438	56.3	192,637	53.7
合計	331,097	100.0	358,899	100.0

(注)「その他預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

■ 固定・変動金利定期預金、その他定期預金の残高 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	169,955	175,285
変動金利定期預金	10	9
その他	—	—
合計	169,966	175,294

■ 預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	267,011	77.0	284,073	75.7
法人	66,093	19.1	77,066	20.6
金融機関	35	0.0	39	0.0
公金	13,421	3.9	13,887	3.7
合計	346,561	100.0	375,065	100.00

■ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

令和元年度	令和2年度
380	388

■ 貸出金科目別残高

平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	3,537	2.7	2,489	1.7
手形貸付	4,864	3.6	3,828	2.6
証書貸付	114,259	85.4	131,538	87.8
当座貸越	11,082	8.3	11,883	7.9
合計	133,744	100.0	149,740	100.0

■ 固定金利・変動金利貸出金残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
固定金利	49,573	66,305
変動金利	89,172	92,581
合計	138,746	158,887

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
消費者ローン	5,421	6,149
住宅ローン	36,350	37,950

■ 貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	2,610	2,288
有価証券	33	31
動産	—	—
不動産	33,466	34,650
その他	25,628	22,335
計	61,737	59,305
信用保証協会・信用保険	30,177	49,591
保証	15,957	15,311
信用	30,873	34,678
合計	138,746	158,887

■ 債務保証見返の担保内訳

(単位:百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	16	6
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	187	173
その他	652	452
計	857	632
信用保証協会・信用保険	3	2
保証	3	2
信用	294	234
合計	1,158	872

■ 使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

使 途	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	75,271	54.3	79,595	50.1
運 転 資 金	63,475	45.7	79,291	49.9
合 計	138,746	100.0	158,887	100.0

■ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

業種区分	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	343	24,112	17.4	359	27,888	17.6
農 業、林 業	45	1,024	0.7	41	1,079	0.7
漁 業	1	0	0.0	2	8	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	5	640	0.5	5	611	0.4
建 設 業	509	8,515	6.1	595	11,807	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	9	305	0.2	11	184	0.1
情 報 通 信 業	4	47	0.0	8	82	0.1
運 輸 業、郵 便 業	72	3,683	2.6	78	4,749	3.0
卸 売 業、小 売 業	370	9,451	6.8	434	13,232	8.3
金 融 業、保 険 業	17	7,447	5.4	19	7,951	5.0
不 動 産 業	253	16,646	12.0	274	20,276	12.8
物 品 賃 貸 業	4	252	0.2	5	225	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	60	923	0.7	65	1,201	0.8
宿 泊 業	12	590	0.4	15	947	0.6
飲 食 業	125	1,578	1.1	171	2,424	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	97	1,232	0.9	137	1,334	0.8
教育、学習支援業	19	783	0.6	26	799	0.5
医 療、福 祉	88	6,606	4.8	107	7,706	4.8
その他のサービス業	142	3,405	2.5	166	4,114	2.6
小 計	2,175	87,249	62.9	2,518	106,626	67.1
地 方 公 共 団 体	3	4,617	3.3	3	4,028	2.5
個 人	9,462	46,880	33.8	9,088	48,232	30.4
合 計	11,640	138,746	100.0	11,609	158,887	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

① 自己資本の構成に関する事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、当金庫が積立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,088	35,624
うち、出資金及び資本剰余金の額	679	686
うち、利益剰余金の額	34,442	34,951
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△0	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	48	102
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	48	102
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	35,137	35,726
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	18
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	22	18
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	35,114	35,708
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	151,000	158,824
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,126	6,530
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	157,127	165,354
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	22.34%	21.59%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

② 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1	151,000	6,040	158,824	6,352
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	152,425	6,097	160,249	6,409
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	660	26	560	22
我が国の政府関係機関向け	2,138	85	2,185	87
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,274	810	21,899	875
法人等向け	63,124	2,524	66,850	2,674
中小企業等向け及び個人向け	30,951	1,238	30,844	1,233
抵当権付住宅ローン	5,576	223	5,317	212
不動産取得等事業向け	10,884	435	14,155	566
3ヵ月以上延滞等	450	18	288	11
取立未済手形	17	0	14	0
信用保証協会等による保証付	640	25	562	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,459	98	1,833	73
出資等のエクスポージャー	2,459	98	1,833	73
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	12,899	515	13,341	533
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,502	60	1,502	60
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	2,349	93	2,394	95
ルック・スルー方式	2,349	93	2,394	95
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,126	245	6,530	261
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	157,127	6,285	165,354	6,614

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額×4%

③ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お客さまの倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの管理につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、及び与信集中によるリスク抑制のための大口与信取引先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスクを把握、管理し、貸出資産の健全化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会といった経営陣に対する報告体制を整備しています。

貸倒引当金は「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査をうけるなど、適正な計上に努めています。

2. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	954	1,111
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	954	1,111
製造業	41,383	47,262	24,904	28,636	15,796	17,996	—	—	38	63
農業、林業	1,121	1,214	1,121	1,214	—	—	—	—	19	20
漁業	3	9	3	9	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	648	615	648	615	—	—	—	—	—	—
建設業	10,907	14,125	10,907	14,125	—	—	—	—	173	103
電気・ガス・熱供給・水道業	10,991	11,260	392	261	10,599	10,998	—	—	—	—
情報通信業	1,166	2,000	62	96	1,099	1,899	—	—	—	—
運輸業・郵便業	7,263	8,246	4,036	4,996	3,099	3,099	—	—	1	12
卸売業・小売業	12,796	16,586	10,396	14,086	2,399	2,499	—	—	113	62
金融業・保険業	112,336	121,122	7,472	8,037	9,197	6,997	—	—	—	—
不動産業	29,615	34,412	17,792	21,489	11,822	12,923	—	—	31	485
物品賃貸業	280	250	280	250	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,119	1,373	1,119	1,373	—	—	—	—	—	2
宿泊業	619	974	619	974	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,229	3,139	2,229	3,139	—	—	—	—	42	41
生活関連サービス業、娯楽業	2,053	2,237	2,053	2,237	—	—	—	—	92	7
教育、学習支援業	1,039	1,045	1,039	1,045	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	7,429	8,423	7,429	8,423	—	—	—	—	300	284
その他サービス業	8,210	8,008	4,008	4,706	4,200	3,300	—	—	—	—
国・地方公共団体等	70,733	67,096	4,617	4,028	66,116	63,067	—	—	—	—
個人	38,848	40,092	38,848	40,092	—	—	—	—	139	28
その他	13,495	13,444	—	134	118	110	—	—	—	—
業種別合計	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	954	1,111
1年以下	160,051	169,239	106,350	109,040	11,942	9,129	—	—	—	—
1年超3年以下	60,489	59,937	8,186	8,213	18,291	19,724	—	—	—	—
3年超5年以下	33,710	33,621	8,575	12,214	25,135	21,407	—	—	—	—
5年超7年以下	19,987	19,053	6,080	5,356	13,906	13,696	—	—	—	—
7年超10年以下	53,979	66,998	6,959	20,213	47,020	46,785	—	—	—	—
10年超	31,410	38,964	3,257	3,815	8,153	12,148	—	—	—	—
期間の定めのないもの	14,665	15,126	575	1,121	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 業種別の「債券の未収利息」は「その他」に記載しております。

5. 残存期間別の「未収利息」、「債務保証見返り」は「1年以下」に記載しております。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

39ページをご覧ください。

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		令和元年度	令和2年度
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	379	327	△52	104	327	432	—	—
農業、林業	—	9	9	0	9	10	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	115	116	0	△13	116	103	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	2	△0	△0	2	2	—	—
運輸業、郵便業	4	7	3	3	7	11	—	—
卸売業、小売業	387	240	△147	456	240	697	—	—
金融業、保険業	26	29	2	4	29	33	—	—
不動産業	291	276	△14	△10	276	266	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術 サービス業	15	15	△0	2	15	17	—	—
宿泊業	3	3	△0	△0	3	2	—	—
飲食業	32	111	79	△6	111	105	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	55	58	3	△51	58	7	—	34
教育、学習支援業	0	0	△0	△0	0	0	—	—
医療、福祉	160	165	5	7	165	173	—	—
その他のサービス業	66	61	△4	△1	61	60	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	59	46	△13	△19	46	26	—	—
その他	3	2	△0	△0	2	2	—	—
合計	1,603	1,474	△128	477	1,474	1,952	—	34

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービスズ (S&P)

② リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	52,099	—	48,520
10%	500	27,982	300	27,329
20%	111,879	88	118,104	74
35%	—	16,220	—	15,482
50%	31,308	367	36,113	1,006
75%	—	58,264	—	73,364
100%	15,123	59,759	16,698	65,496
150%	—	253	—	22
200%	—	—	—	—
250%	—	447	—	428
合計		374,294		402,941

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不参入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

④ 信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全処置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証人が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、信用保証協会保証・民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、「融資事務規程」及び「しんきん共同センター」のシステム等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務規程」等により適切な取扱いに努めております。

2. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,804	2,422	25,545	45,228	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	612	530	1,234	3,752	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	2,153	1,884	24,167	41,419	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	5	6	3	—	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	32	—	141	56	—	—	—	—
⑧上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ございません。

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と考えております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、それぞれの主管部署において協議検討するとともに必要に応じて、経営陣による理事会等に報告する態勢を整えております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、政策投資にあたる出資金等を当金庫が定める「有価証券預け金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計・ゴルフ会員権処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

2. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,461	2,461	2,367	2,367
非上場株式等	1,488	1,488	1,480	1,480
合 計	3,949	3,949	3,847	3,847

(注) 1. 「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

2. 「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	3	296
売 却 損	7	12
償 却	10	15

4. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	6	495

5. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	—	—

⑨ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,050	12,750
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利水準の変動により銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは収益が変動することによる影響を指しますが、当金庫においては定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢となっております。

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB）の計測はALM委員会等で協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）および Δ NII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
- ④固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
- ⑤複数の通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥スプレッドに関する前提については、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ⑦内部モデルは使用していません。
- ⑧前事業年度末の開示から算定方法の前提に変動はありません。
- ⑨重要性テスト（金利リスク（ Δ EVE）／自己資本の額）の結果は、基準値である20%を超過していますが、収益性等を考慮しつつ、金利リスクの適切なコントロールに努めています。

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		令和2年度末		令和元年度末		令和2年度末		令和元年度末	
1	上方パラレルシフト	9,958	8,258			116	51		
2	下方パラレルシフト	0	0			9	12		
3	スティープ化	9,421	7,891						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,958	8,258			116	51		
		ホ				へ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	35,708				35,114			

11 用語解説

No	用語	解説
1	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。
2	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3	ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
4	派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
5	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産をいいます。

管理債権などの状況

当金庫は貸出金の健全性を維持するため積極的に償却・引当をしています。

当金庫の「リスク管理債権」のうち破綻先債権・延滞債権の合計額は81億7百万円となります。このうち57億17百万円は、不動産・預金・優良保証等により保全されており、これらを差し引いた、23億90百万円のうち19億46百万円は個別貸倒引当金により引当してあります。

① リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円・%)

区 分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / A
破 綻 先 債 権	令和元年度	226	46	179	100.0
	令和2年度	666	197	468	100.0
延 滞 債 権	令和元年度	8,259	6,418	1,289	93.3
	令和2年度	7,441	5,519	1,477	94.0
3 月 以 上 延 滞 債 権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合 計	令和元年度	8,485	6,465	1,468	93.5
	令和2年度	8,107	5,717	1,946	94.5

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の規定による更生手続き開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続き開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

② 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円・%)

区 分		開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	
金 融 再 生 法 上 の 不 良 債 権	令和元年度	8,531	7,978	6,507	1,471	93.5	72.6	
	令和2年度	8,154	7,708	5,759	1,949	94.5	81.3	
	破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和元年度	1,438	1,438	717	720	100.0	100.0
		令和2年度	2,001	2,001	686	1,315	100.0	100.0
	危 険 債 権	令和元年度	7,093	6,540	5,789	751	92.2	57.5
		令和2年度	6,152	5,706	5,072	633	92.7	58.6
要 管 理 債 権	令和元年度	—	—	—	—	—	—	
	令和2年度	—	—	—	—	—	—	
正 常 債 権	令和元年度	131,455						
	令和2年度	151,688						
合 計	令和元年度	139,987						
	令和2年度	159,842						

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

③ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	68	48	—	68	48
	令和2年度	48	103	—	48	103
個別貸倒引当金	令和元年度	1,603	1,474	1	1,602	1,474
	令和2年度	1,474	1,952	53	1,421	1,952
合計	令和元年度	1,671	1,523	1	1,670	1,523
	令和2年度	1,523	2,055	53	1,470	2,055

〈解説〉

1. 引当金は每期必要額を繰り入れする洗替え方式です。
2. 一般貸倒引当金は、自己査定結果に基づく債務者区分のうち、正常先債権と要注意先債権について、過去3年間の毀損額に基づき貸倒実績率を算出し、その実績率に基づき引当額を計上しております。
3. 個別貸倒引当金は、債務者区分が正常先債権、要注意先債権以外の債権について担保等により回収可能と見込まれる額を差し引き、残額のうち必要額を引当計上しております。

④ 貸出金償却

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	34,375

証券業務

■ 公共債引受額

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国債	債	—	—
地方債	債	183	200
政府保証債	債	24	—
合計	計	207	200

■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国債	債	58	59

国際業務

■ 外国為替取次高

(単位:千米ドル)

		令和元年度	令和2年度
貿易	輸出	831	839
	輸入	277	282
貿易	外	470	336
合計	計	1,579	1,458

その他業務

■ 代理貸付残高内訳

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
信金中央金庫	1,012	756
日本政策金融公庫	415	390
住宅金融支援機構	509	417
福祉医療機構	4	—
福祉医療機構(住金併貸)	27	24
商工組合中央金庫	45	31
合計	2,015	1,618

■ 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

項目		令和元年度	令和2年度
送金・振込	仕向為替	323,446	319,078
	被仕向為替	329,561	314,397
	計	653,007	633,475
代金取立	仕向為替	11,609	8,133
	被仕向為替	241	181
	計	11,851	8,314
合計	計	664,859	641,790

当金庫の概要

役員一覧

令和3年7月1日現在



理事長
山本 勝則



常務理事
小池 孝治



常務理事
伊藤 壽文



理事
佐野 禎威



理事
松浦 由美



理事
篠原 勇



非常勤理事^{*1}
立石 健二



非常勤理事^{*1}
牧野 利一



監事
後藤 和史



非常勤監事
小林 公一



非常勤監事
兼高 則之



非常勤監事^{*2}
本多孝士

※1 非常勤理事の立石健二、牧野利一は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 非常勤監事の本多孝士は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

当金庫のプロフィール

令和3年3月31日現在

- 創立 昭和8年6月5日
- 出資金 6億86百万円
- 会員数 18,741人
- 預金 3,750億円
- 貸出金 1,588億円
- 常勤役職員数 259人
- 店舗数 19店舗

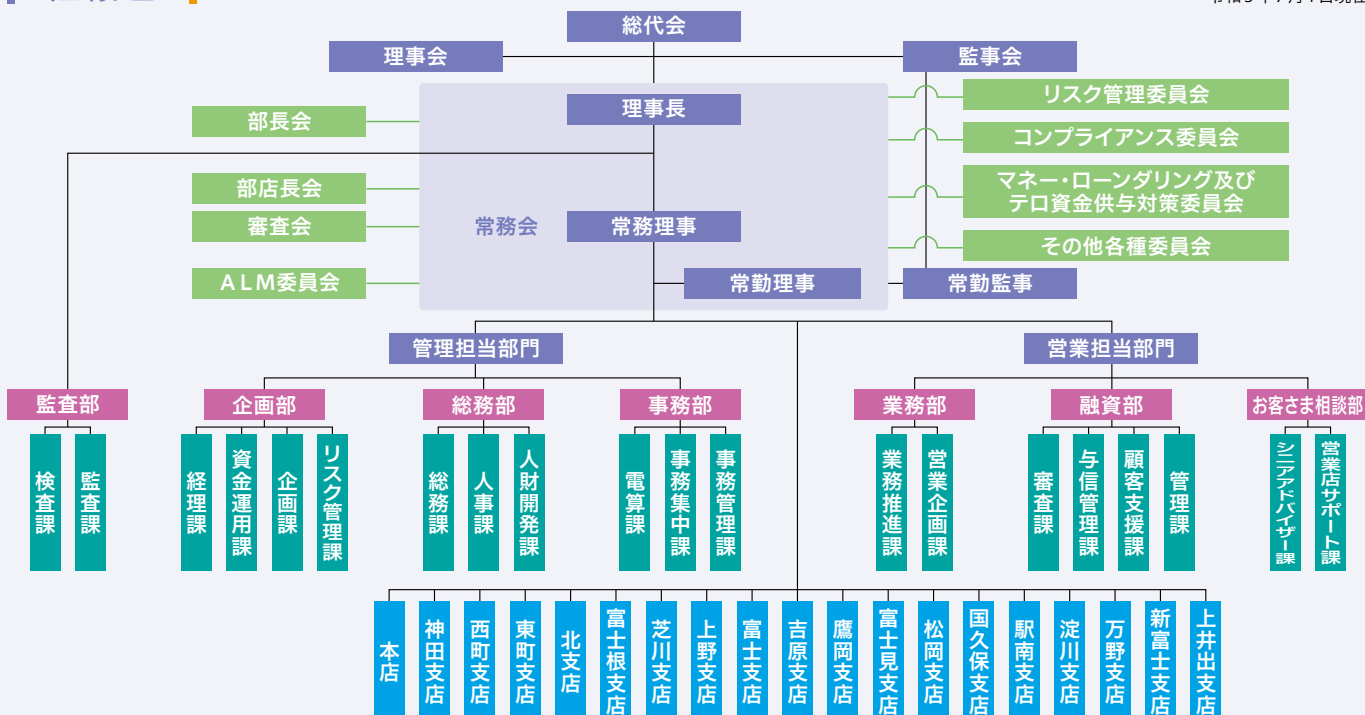
会計監査人の名称

令和3年7月1日現在

EY新日本有限責任監査法人

組織図

令和3年7月1日現在



OUTLINE

当金庫の沿革

昭和	8年 (1933年) 6月	「有限責任大宮町信用組合」設立
	8年 (1933年) 9月	西町出張所 (現西町支店) 開設
	13年 (1938年) 4月	東町出張所 (現東町支店) 開設
	17年 (1942年) 7月	市制施行により「有限責任富士宮市信用組合」に名称変更
	18年 (1943年) 7月	市街地信用組合法の施行により「富士宮市信用組合」に組織変更
	23年 (1948年) 5月	地区拡張認可吉原市、富士郡一円 (2町14村) を追加
	23年 (1948年) 7月	富丘支所 (現北支店) 開設
	25年 (1950年) 4月	中小企業等協同組合法に基づき信用協同組合に改組
	25年 (1950年) 12月	預金1億円達成
	26年 (1951年) 10月	信用金庫法に基づき「富士宮信用金庫」に組織変更
	27年 (1952年) 8月	富士根支店開設
	28年 (1953年) 2月	芝川支店開設
	28年 (1953年) 2月	地区拡張認可庵原郡内房村及び松野村を追加
	33年 (1958年) 9月	上野支店開設
	34年 (1959年) 3月	預金10億円達成
	36年 (1961年) 4月	新本店 (現神田支店) 竣工、営業開始
	45年 (1970年) 4月	預金100億円達成
	46年 (1971年) 4月	富士支店開設
	46年 (1971年) 9月	地区拡張認可庵原一円 (蒲原町、由比町) を追加
	48年 (1973年) 11月	日本銀行歳入代理店の業務取扱開始 (本店)
	48年 (1973年) 12月	吉原支店開設
	49年 (1974年) 7月	地区拡張認可沼津市を追加
	51年 (1976年) 11月	鷹岡支店開設 (店舗数10店舗となる)
	53年 (1978年) 12月	預金500億円達成
54年 (1979年) 3月	新本部建物で業務開始	
55年 (1980年) 4月	新本店営業開始、神田支店開設	
55年 (1980年) 9月	富士見支店開設	
57年 (1982年) 6月	松岡支店開設	
58年 (1983年) 6月	地区拡張認可清水市を追加	
59年 (1984年) 9月	国久保支店開設	
60年 (1985年) 10月	駅南支店開設	
60年 (1985年) 11月	淀川支店開設	
61年 (1986年) 6月	地区拡張認可山梨県南巨摩郡富沢町、南部町を追加	
61年 (1986年) 9月	預金1,000億円達成	
62年 (1987年) 10月	万野支店開設	
平成	2年 (1990年) 11月	新富士支店開設
	4年 (1992年) 8月	中里支店開設
	6年 (1994年) 9月	財団法人みやしん地域振興協力基金を設立
	7年 (1995年) 7月	集中倉庫竣工 (駅南支店隣接地)
	10年 (1998年) 3月	預金2,000億円達成
	10年 (1998年) 4月	上井出支店開設 (店舗数20店舗となる)
	13年 (2001年) 4月	損害保険募集業務取扱開始
	13年 (2001年) 10月	投資信託の窓口販売開始
	13年 (2001年) 10月	イオンモール富士宮にATMを設置
	15年 (2003年) 4月	生命保険の窓口販売開始
	15年 (2003年) 6月	個人向け利付国債の取扱開始
	16年 (2004年) 11月	富士根支店移転営業開始
	22年 (2010年) 3月	富士見支店移転営業開始
	23年 (2011年) 2月	鷹岡支店移転営業開始
	25年 (2013年) 3月	吉原支店移転営業開始
	25年 (2013年) 5月	芝川支店移転営業開始
	26年 (2014年) 5月	がん保険、医療保険、標準傷害保険の取扱開始
	27年 (2015年) 2月	「みやしんサポート相談室 (みやサポ)」を神田支店3階に開設
27年 (2015年) 6月	「みやしんお客さま相談プラザ」を北支店に併設	
28年 (2016年) 3月	預金3,000億円達成	
29年 (2017年) 8月	後見支援預金の取扱開始	
29年 (2017年) 10月	信託契約代理業の取扱開始	
30年 (2018年) 4月	東町支店新店舗で営業開始	
31年 (2019年) 4月	「みやしんサポート相談室 (みやサポ)」を「みやしんお客さま相談プラザ」に移転	
令和	元年 (2019年) 11月	静岡県東部4信金「共同SDGs宣言」の公表
	元年 (2019年) 12月	中里支店廃止 (吉原支店に統合)

総代会

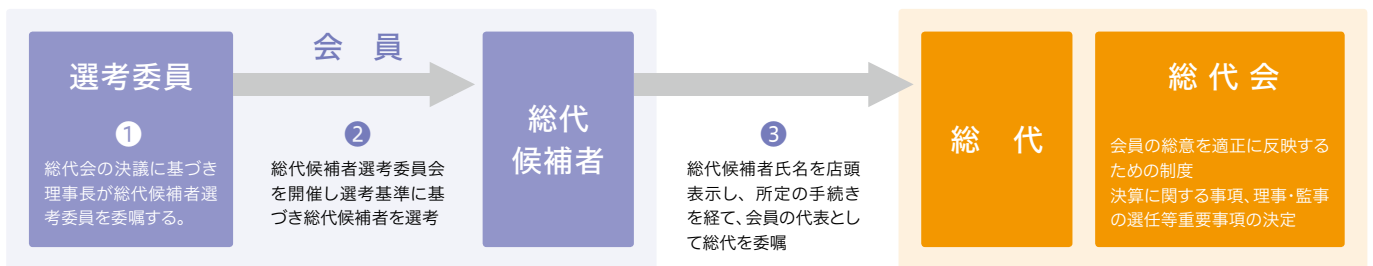
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫では会員数が多いため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

総代会は決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また当金庫では、総代会以外にも総代懇談会の開催、ご意見箱の店頭設置、役職員による訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会の仕組み



総代と選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は70人以上100人以内です。

当金庫の営業地区を10区の選任区域に分け、各選任区域の総代の定数は会員数に応じて定められています。

総代の定年は総代選任規程にて70歳となっております。

ただし、平成19年7月15日以降新たに選任された総代より適用

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

2 総代候補者選考委員が選考委員会を開催し、総代候補者を選考する。

3 選考された総代候補者を会員が選任する。(異議があれば申し立てる)

総代候補者の選考基準

当金庫の会員であること。

地域において信望が厚く、総代として相応しい人であること。

金庫の理念をよく理解し、金庫に対する協力者であること。

第89期総代会の決議事項等

第89期通常総代会において、次の事項が報告ならびに決議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1. 報告事項

(1) 第89期(令和2年4月1日～令和3年3月31日)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 〈第1号議案〉 第89期剰余金処分案承認の件 | 〈第5号議案〉 理事8名選任の件 |
| 〈第2号議案〉 役員賞与支給の件 | 〈第6号議案〉 監事1名選任の件 |
| 〈第3号議案〉 会員の法定脱退(除名)承認の件 | 〈第7号議案〉 退任理事および監事に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 〈第4号議案〉 総代選任に係る総代選考委員選任の件 | |

総代のお名前

令和3年7月1日現在

区分	店舗名	総代数	総代氏名	合計
1区	本店	4	渡邊正彦 ^⑩ ・井出定雄 ^⑦ ・早川信義 ^⑤ ・木内賢治 ^③	9
	万野支店	5	赤池常良 ^⑪ ・望月賢二 ^⑦ ・川口照男 ^⑥ ・赤池勝周 ^⑤ ・鈴木義人 ^④	
2区	神田支店	6	木ノ内福一 ^⑪ ・小泉芳民 ^⑨ ・石田寛二 ^④ ・塩川延行 ^③ ・藁科照臣 ^③ ・関澤新一 ^①	6
3区	西町支店	7	竹内昭八 ^⑪ ・井上一彦 ^④ ・遠藤次郎 ^④ ・篠原徹 ^② ・矢部充啓 ^② ・佐野剛史 ^① ・渡邊浩正 ^①	7
4区	東町支店	4	池谷滋雄 ^⑩ ・渡邊和憲 ^⑨ ・鈴木孝昌 ^⑥ ・加茂聡子 ^②	13
	富士見支店	5	河原崎信幸 ^⑩ ・佐野充 ^⑨ ・小林召二 ^⑧ ・高崎尚紀 ^⑤ ・三井康秀 ^①	
	駅南支店	4	篠原松太郎 ^⑨ ・芦澤盛二 ^⑥ ・渡邊一弘 ^② ・三澤啓介 ^①	
5区	北支店	7	遠藤壽男 ^⑦ ・後藤寛司 ^⑤ ・小林一天 ^④ ・石川信之 ^③ ・佐野力也 ^③ ・西川達夫 ^① ・吉田弘宣 ^①	13
	淀川支店	6	黒松健太郎 ^⑥ ・若林眞治 ^⑥ ・高木信周 ^③ ・橘正人 ^③ ・佐野克弥 ^② ・浅井大志 ^①	
6区	富士根支店	7	石川久男 ^⑪ ・井上芳久 ^⑨ ・鈴木宏明 ^③ ・市川行利 ^② ・後藤修一 ^② ・佐野匡哉 ^① ・望月史生 ^①	7
7区	芝川支店	5	増田秀次 ^⑩ ・芦澤健太郎 ^⑥ ・由井實 ^④ ・後藤裕史 ^② ・四條博司 ^②	5
8区	上野支店	3	渡會眞勝 ^⑨ ・清功 ^⑥ ・清信一 ^①	7
	上井出支店	4	小岱義正 ^⑫ ・渡邊一敏 ^⑧ ・竹川満康 ^⑦ ・竹川将樹 ^①	
9区	富士支店	3	佐野一 ^⑥ ・田村洋 ^⑤ ・西川泰彦 ^④	14
	鷹岡支店	6	深澤一元 ^⑬ ・前嶋一及 ^⑫ ・小長井徹 ^⑪ ・佐野寛 ^③ ・小林哲也 ^② ・渡邊直 ^①	
	松岡支店	3	北條雅洋 ^⑨ ・望月幸男 ^⑧ ・石切山好行 ^③	
	新富士支店	2	川久雅弘 ^⑥ ・植田昌明 ^⑤	
10区	吉原支店	9	窪田誠 ^⑨ ・田口一政 ^⑧ ・一ツ山繁 ^⑦ ・井出直樹 ^⑥ ・小長谷良和 ^⑥ ・平野哲史 ^⑤ ・渡邊芳郎 ^⑤ ・西原美由紀 ^② ・石原臣哉 ^①	13
	国久保支店	4	井出正則 ^⑪ ・鷺坂恭伸 ^⑦ ・志田直史 ^③ ・石川雅博 ^②	
合計		94		94

(注) 氏名右側の数字は就任回数 敬称略 就任回数順

【総代の属性等別構成比】

職業別: 法人代表者等役員90%、個人事業主10%

年代別: 70代以上39%、60代29%、50代21%、40代11%

業種別: 製造業33%、卸売・小売業21%、サービス業22%、建設業14%、不動産業8%、その他2%

店舗及び店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

営業地区 (令和3年7月1日現在) **静岡県** 富士宮市、富士市、沼津市 (旧田方郡戸田村を除く)、静岡市清水区 **山梨県** 南巨摩郡南部町

店舗のご案内 (令和3年7月1日現在)

金融機関コード 1507

店番	店舗	所在地	TEL	FAX
11*	本 店	〒418-0064 富士宮市元城町31番15号	0544 (23) 3111	0544 (26) 0343
1	神 田 支 店	〒418-0066 富士宮市大宮町3番14号	0544 (27) 3321	0544 (26) 0149
2	西 町 支 店	〒418-0056 富士宮市西町26番14号	0544 (26) 5194	0544 (26) 0319
3	東 町 支 店	〒418-0077 富士宮市東町11番3号	0544 (26) 8194	0544 (26) 0322
4	北 支 店	〒418-0054 富士宮市光町7番7号	0544 (27) 5141	0544 (26) 0324
5	富 士 根 支 店	〒418-0022 富士宮市小泉467番地の9	0544 (27) 2826	0544 (26) 0327
6	芝 川 支 店	〒419-0315 富士宮市長貫1105番地の7	0544 (65) 1151	0544 (65) 2377
7	上 野 支 店	〒418-0114 富士宮市下条307番地の3	0544 (58) 1211	0544 (52) 3473
12	富 士 見 支 店	〒418-0014 富士宮市富士見ヶ丘463番地の1	0544 (23) 1811	0544 (26) 0328
15	駅 南 支 店	〒418-0075 富士宮市田中町930番地の4	0544 (24) 4111	0544 (26) 0329
16	淀 川 支 店	〒418-0041 富士宮市淀川町35番16号	0544 (24) 8111	0544 (26) 0339
17	万 野 支 店	〒418-0001 富士宮市万野原新田3072番地の6	0544 (26) 1111	0544 (26) 1114
20	上 井 出 支 店	〒418-0103 富士宮市上井出34番地の3	0544 (54) 3333	0544 (54) 3335
	本 部	〒418-8686 富士宮市元城町31番15号	0544 (23) 3120	0544 (23) 6222
	みやしんお客さま相談プラザ	〒418-0054 富士宮市光町7番7号 (北支店1F)	0544 (28) 5665	0544 (24) 8700
	みやしんサポート相談室	〒418-0054 富士宮市光町7番7号 (北支店1F)	0544 (27) 3344	0544 (27) 3367
8	富 士 支 店	〒416-0907 富士市中島392番地の8	0545 (61) 7741	0545 (61) 3148
9	吉 原 支 店	〒417-0052 富士市中央町3丁目12番5号	0545 (51) 8111	0545 (51) 0090
10	鷹 岡 支 店	〒419-0202 富士市久沢849番地の1	0545 (71) 9111	0545 (71) 9882
13	松 岡 支 店	〒416-0909 富士市松岡1163番地の2	0545 (61) 5522	0545 (61) 3169
14	国 久 保 支 店	〒417-0061 富士市伝法2046番地の3	0545 (53) 5311	0545 (51) 2696
18	新 富 士 支 店	〒416-0944 富士市横割6丁目6番23号	0545 (62) 5911	0545 (62) 6866

※ 外貨両替店

店舗及び店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内 (令和3年7月1日現在)

- イオンモール富士宮 (ATM)
 - 富士宮市役所 (CD)
 - 富士山静岡空港 (CD)
 - JR名古屋セントラルタワーズ (ATM)
 - JR名古屋セントラルタワーズスカイシャトル (ATM)
 - 中部国際空港セントレア (ATM)
- ※ ATMとは現金自動預金・支払機、CDとは現金自動支払機の略称です。
 ※ ●は当金庫設置のATM、●は他金融機関との共同設置ATMです。

- ATM・CDは土曜日、日曜日、祝日もご利用いただけます。
- 当金庫の店舗内ATM及びイオンモール富士宮ATMでの、当金庫発行のキャッシュカードによるお預入れ、お引き出し、お振込 (振込、振替)、残高照会、記帳に係る手数料は無料です。

店舗内ATMのご利用時間

設置場所	平日	土曜日	日曜日・祝日
各店店舗内	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00

店舗外ATMのご利用時間

設置場所	平日	土曜日	日曜日・祝日
イオンモール富士宮	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00

- お振込に係るご利用手数料とは、お振込の際の口座からの出金手数料のことです。(お振込の場合、別途所定の手数料がかかります。)
- コンビニATMや提携金融機関のATMにおける手数料は所定のATM手数料がかかります。
- 他金融機関発行カードやクレジットカードについては所定のATM手数料がかかります。



主な手数料一覧

(手数料には消費税が含まれています)

当金庫のATM利用手数料

曜日	取扱時間	当金庫カードご利用の場合
平日	8:00～20:00	無料
土曜日	8:00～20:00	無料
日曜・祝日	8:00～20:00	無料

(注)店舗外キャッシュサービスコーナーの取扱時間は異なります。

振込手数料

種類	金額	当金庫本支店宛		他金融機関宛
		同一店内	他店	
電信扱 文書扱	3万円未満	220円		660円
	3万円以上	440円		880円
自動機扱	3万円未満	110円		440円
	3万円以上	330円		660円
WEBバンキング (個人)	3万円未満	無料	110円	330円
	3万円以上	無料	220円	440円
その他 EBサービス	3万円未満	無料	110円	440円
	3万円以上	無料	330円	660円

(注)自動機扱とは、ATMからの振込・為替自動振込を対象とします。
その他EBサービスとは、WEBバンキング(法人・個人事業主)及びHBサービス、FBサービス、WEB-FBサービスです。

(注)目が不自由なお客さまの窓口振込の手数料はATM手数料と同額になります。

(注)自動機扱での現金振込は10万円までです。

当座預金関連手数料

当座預金開設手数料	金額	
登録料	5,500円	
署名判印刷サービス	小切手帳 (1冊50枚綴)	770円
	手形帳 (1冊50枚綴)	990円
	小切手帳 (1冊50枚綴)	660円
約束手形帳 (1冊50枚綴)	880円	
為替手形帳 (1冊50枚綴)	880円	
自己宛小切手帳 (1枚)	550円	

両替・硬貨入出金手数料

(1件あたりの手数料金額(消費税込))

取扱区分	紙幣・硬貨合計枚数	金額
両替機 ※1 9:00～15:00	1～49枚	無料
	50～500枚	100円
	501～1,000枚	200円
	1,001～1,500枚	300円
紙幣については1回の両替枚数は200枚までとなります		
窓口両替 硬貨入出金 (事業資金) ※2	1～49枚	無料
	50～500枚	220円
	501～1,000枚	330円
	1,001～1,500枚	660円
	1,501～2,000枚	660円
以降、1,000枚ごとに330円を加算した金額となります		

※1両替機での両替手数料のお支払は、100円硬貨のみのお取扱いとなります。

※2窓口の場合、両替枚数は持参または交付の多いほうとし、同数の場合はその枚数となります。

- ・同一のお客さまから一営業日中に複数枚の両替依頼票あるいは複数回に分割して両替のご依頼をお受けした場合には、それぞれの枚数を合算して手数料をご請求させていただきます。
- ・営業係によるお取扱いも対象となります。

〈無料となるお取扱い〉

以下の窓口両替・硬貨入出金は、無料でお取扱いします。

- ・記念硬貨の交換
- ・給与支払いのために行う金種指定の出勤
- ・事業性資金ではない硬貨の両替、及び入出金(消費性・ボランティア・地区行事等に関わるもの)

融資関連手数料

不動産担保関係	極度額・債権額5千万円超(新規設定)	55,000円	
	極度額・債権額5千万円以下(新規設定)	33,000円	
	住宅ローン事務手数料(新規設定)	50,600円	
	債務者の変更	33,000円	
証書貸付関係	極度額変更・担保物件変更 順位変更・一部解除 追加担保設定・全部解除(根抵当権のみ)	22,000円	
	住宅ローン	繰上返済又は一部返済 5,500円 貸出条件変更 5,500円 固定金利選択(固定金利継続) 5,500円	
当座貸越関係	消費資金	繰上返済又は一部返済 3,300円 貸出条件変更 3,300円	
	事業資金	繰上返済又は一部返済 ^{注1}	22,000円
		証書貸付期限前繰上げ返済 ^{注2}	別途算式
		貸出条件変更	22,000円
事業性	貸出条件変更	22,000円	
融資証明書発行手数料(1通)		2,200円	

注1 別に定める特約書「期限前繰上げ返済手数料」を徴収する場合は除きます。

注2 別に定める特約書「期限前繰上げ返済手数料」徴収済の先です。

* 金利変更のみの場合(住宅ローン除く)、保証人の変更、個別預金担保の融資に係るもの、繰上げ返済時の残高50万円未満、相続人・連帯保証人からの全部又は一部弁済、契約書に繰上げ返済手数料の記載のないもの、増額を伴う既往貸の繰上げ返済は手数料不要です。

代金取立手数料

即日入金 できる場合	当金庫本支店	小切手・手形	無料
	静岡手形交換所内	小切手・手形	無料
上記以外の 場合	当金庫本支店	小切手・手形	220円
	静岡手形交換所内	小切手・手形	220円
	静岡手形交換所以外	小切手・手形	880円

(注)個別取立・期近手形等は別途料金となります。

その他の各種手数料

項目	単位	料金
CDカード・ローンカード再発行手数料	1枚	1,100円
通帳・証書再発行手数料	1通	1,100円
当金庫指定書式による残高証明書発行手数料	1通	550円
その他の書式による残高証明書発行手数料 (住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書は除く)	1通	1,100円
取引履歴発行手数料 (預金取引明細票・融資取引明細票・当座勘定照合表)	10枚毎	220円
個人情報開示手数料	1件	880円
夜間金庫使用料	月間	4,400円
貸金庫使用料	年間	13,200円
ICカード発行手数料	1枚	1,100円

FUJINOMIYA SHINKIN BANK
DISCLOSURE 2021

「みやしんの現状 2021」発行
令和3年7月 富士宮信用金庫（事務局・企画部）
〒418-8686 富士宮市元城町 31 番 15 号
TEL 0544 (23) 3114